

第90回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第3日）

令和元年9月11日（水曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席	議会事務局長	中石嘉勝	書記	鎌田康正
職員職氏名	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (18名)	町長	庵途典章		
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	横山重明
	上下水道課長	重崎勇人	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (1名)	副町長	坪内頼男		
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1．一般質問

日程第 2．議案第 28 号の訂正請求について

午前 10 時 00 分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。

昨日に引き続き、おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第 1．一般質問

議長（山本幹雄君） 日程第 1 は、昨日に続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに、2 番、児玉雅善君の発言を許可します。はい、児玉君。

〔2 番 児玉雅善君 登壇〕

2 番（児玉雅善君） それでは、通告書に基づきまして、今回は、井堰の放水とその影響について。また、もう 1 点は、平福木村邸の進展状況はということにつきまして、質問させていただきます。

まず、この場では、井堰の放水とその影響はということで、質問させていただきます。

先日も台風 15 号がやって来まして、首都圏、大変な被害と混乱を招きました。

また、8 月 15 日に来ました台風 10 号では、九州地方とかいろいろ大きな被害を出しましたが、本町においては、雨も風も大したことなく、乾ききった畑などにとっては、むしろ恵みの雨となったのではないかと思っていました。

しかし、こんな雨では何も被害ないだろうと思っていましたら、翌日、テレビでニュース見ていると、上郡町で佐用の方がお一人亡くなっておられました。

そこで、お尋ねします。

あの台風の時、あちらこちらの風船ダム等の井堰、増水のために放流される状態になっていたそうです。ああいう風船ダムとか、金属の板がパタンと倒れる仕組みとか、いろいろその仕組みはあると思いますが、あの河道の水量が調整できる井堰の場合、ダムのようなもの、大きなものだと放流の際にサイレンなどで下流に知らせる、連絡すると思うんですけども、井堰の場合についてはついていないと思いますが、ついているのもあるのでしょうか。そういった現状をお知らせください。

そして、また、川の規模などによって、もちろん差はあるんでしょうけれども、放流した場合の水量はどのくらいあるのか。

また、水位は、それによって、どのくらい変わるものなのか。

現場は、上郡の与井新の千種川と聞いています。そこから、上流にある井堰は何カ所ぐ

らいあるのでしょうか。

そして、それらの井堰の状態はどうだったのか。また、それらの井堰が全て放流の状態になっている場合、現場付近において水量の変化にどの程度の影響があるものか。

今回の事故の原因の1つとして、こういった井堰の放水による増水との因果関係等は考えられないものか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

2点目の問題と、これに関する関連質問に関しては、議員席からさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） おはようございます。

本日も4名の議員の方からの一般質問をお受けさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最初の児玉議員からのご質問にお答えをいたします。

井堰の放水とその影響ということでございますが、まず、1点目のあの台風の雨ということで、8月15日の台風10号による雨の影響ということで、台風が通り過ぎたわけですが、その雨後についても、そんなにたくさんの雨は降りませんでした。その中で、大坪の風船ダム、可動堰が増水のために放流状態になっていたということで、ああいう、そうした可動堰と言われる中で、風船ダムなどの場合、増水すれば自動的に放流される仕組みになっているが、ダムのように放流の際にサイレン等で下流に知らせる装置はついていないのかということでございますが、平成21年度から平成28年度にかけて、この平成21年の台風9号災害の後、兵庫県で、この千種川水系の改修工事をしていただき、その中で、井堰のそうした改修も行っていました。そうした千種川水系における緊急河道の対策工事に関しまして、千種川水系の佐用川に設置した農業用のこの可動井堰と言われるものは、吉福の井堰を含めて4カ所に可動堰が設置をして、工事をされております。

また、過去にのぼりますけれども、昭和51年の水害に際しまして、江川川の改修工事、この工事に伴って、江川の川に12カ所、そうした井堰が設置をされております。

これら可動井堰につきましては、出水時において、これが倒伏して、そして水位を下げるというのが目的でございます。しかし、そうした水位と連動して、下流に水位の上昇を警告するサイレン等の警報装置は設置をされておられません。

これは、可動堰というのは、通常、河川幅の中で、水位の調整をすることが目的でありまして、調整ダムのように、水を貯水するということが目的では、当然ありませんし、その水量も可動堰の高さだけの水量であります。通常、普通、水が流れている高さの中で調整をされておりますので、そういうことで、サイレンが設置をされていない。その必要性はないということでございます。

可動堰が、どういう形で倒れるかということについてですけれども、水が雨によって、河川の水位が増えた時に、その井堰からの堤体から上部、大体30センチぐらいオーバーをして流れ出しますと、自動的に、その風船ダムの場合では空気が抜けていきます。

それから、金属製のあつした可動堰の場合には、それが徐々に倒れていくという構造になっております。

自動的に空気が抜けるといっても、一気にパンと抜けるわけではありませんので、風船ダムと言われる可動堰につきまして、約20分ぐらいかけて、放流するようになっており、これは安全に配慮した構造となっております。

ですから、一度に大量の水が鉄砲水のように放流するというわけではないわけでありまして、そのために、先ほど申しましたように、サイレン等の設置の必要性はないということでもあります。

次、2点目の規模によっては、差があるけれども、放流した場合の水量はどのくらいかということですが、なかなかこれは、計算上、そうしたものですから、データはありません。計算できるものではないということです。

しかし、担当課のほうで、8月23日金曜日の夕方、これにも雨が降りました。その時に、吉福のこの可動堰が倒伏したということで、その際に職員が道路からずっと目視で調査をした結果ですけれども、下流の早瀬の付近で、水位として約20センチぐらいの上昇が確認をされたということを報告しております。

ただ、井堰は、先ほど申しましたように、少しずつ倒伏していきますので、河川の河床や護岸の抵抗、また、実際に滞留している水などの影響によって、水位の差は平準化されていきますので、当然、鉄砲水のように一気に押し寄せてくるというような状況にはなりません。

その時に、さらに下流にずっと追いかけて行って、確認をしたところによりますと、円光寺付近では放流による濁り水が、どうしても、底に泥がたまっておりますので、濁り水は確認をしておりますけれども、特段の水位の上昇というのは確認ができておりません。水位の上昇はなかったということでもあります。

次に、3点目の放流による水位の上昇などの影響はどのくらい先まで、下流まであるのかということですが、先ほど申しましたように、こうしたデータもありませんし、量的にも、その必要性というものはありませんので、もともと、そういう計算もされておられません。そうしたことについては、安全に配慮された、必要性がないということで、そうしたデータはないということでもあります。

次に、4点目の事故のあった現場、これは上郡の与井新の千種川でございますが、そこから上流にある井堰は何カ所ぐらいあるのかということですが、これは、児玉議員がおっしゃる全ての井堰から流れてした場合に、どれぐらいの水が増えるのかというようなことなんですけれども、ほとんどの井堰というのは、ご存じのように固定堰、用水路に水を上げるための、河床を上げるための井堰です。ですから、こうした可動堰というのは、最近になって、洪水対策として、河床を人為的に下げるためにつくったものであって、たくさん井堰があります。

井堰の数というのは、佐用地域に154、上月の地域に108、南光地域に41、三日月地域で67、これは農業井堰と言われるものですが、そういうものが、一応あるということが確認をしておりますけれども、ほとんどの井堰は固定堰ですから、それによって、一気に水が別に増えるとか、減るとかというものではありません。

次に、5点目の事故当時、それらの井堰の状態がどうだったかということですが、今、申したとおりでありまして、井堰による影響という形ではなくて、全体の水の、雨が降れば、当然、川は増水します。そういう中で、当時の上郡の水位計のデータを確認をさせていただきますと、15日の午後7時ごろ、事故があったのは、午後10時半とか11時ごろというふうに言われておりますけれども、15日の午後7時ごろから徐々に水位が上昇を始めて、午後9時40分に1.63というデータが記録されております。それから、次の午前4時、もう朝方、あの雨の降り方を、上郡では知りませんが、佐用町の私とこのほうで見ますと、大体、日が変わって夜中からが一番たくさん降りました。そういうことで、午前4時10分ごろまで、ずっと、その水位を1.63が継続して維持されて、その同じような水位を保っていたと。その後、増水して行って、午前6時10分ごろ、こちらの奥のほうで、1時、2時にたくさんありましたから、その影響だと思っておりますけれども、2.26メータ

一という形で水位が上昇したというようなデータが残っております。

そういうことですので、何度も申しますけれども、井堰に伴う形で、別に特段、それによって水位の上昇の影響があったというものではないということだと思います。

次に、6点目の今回の事故の原因ということですが、そういうことで、井堰の放流とかいうこととは、因果関係はないというふうに判断をされます。

これは、私らの個人的な判断で、因果関係についてというのは、逆に不明というしかないかわかりませんね。

そういうことで、町民の皆さんには、こうした台風や大雨が降る、河川の増水が予想されるという時に、常日頃から、その時は、その時で、防災行政無線などで、河川など危険な場所へ行かないでくださいということは、何度も繰り返し注意喚起をさせていただいておりますので、その点は、誰もが皆、注意して、そういうところに、危険なところに行かないということをお守りいただきたいというふうに思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

大体、私は、事前に思ったぐらいのお答えなので、いいんですけども、吉福の倒れて、早瀬で20センチ増えていた。これは、思ったより多いのかなと思ったりもしました。

それと、当然、川が広がって、その分影響も少なくなると思います。可動堰も、だんだん、だんだん増えてくると思いますし、なお一層安全面に気をつけていただいて、管理のほうもお願いしたいと思います。

それと、この通告書を出してから気になってきた件があります。これは、通告にもしていませんので、もし、お答えいただけるようだったら結構なんですけども、ため池について、ちょっとお伺いしたいと思います。

ご承知のように、兵庫県、非常にため池が多いと聞いています。佐用もかなり多いです。私の住んでいる平福でもため池、西山に3カ所ぐらいあったかと思うんですけども、今では、あのため池はどうなっているのか。地元の者に聞いても、なかなかわからない状態になっています。今もため池があるのか、それとも、埋まってしまっているのか、そういった、ため池の状態ですね、佐用に一体どのくらいあるのか。そして、一番危ないのは、もう使わなくなって、放置されたままになっている、管理もされていないため池、そういったものがあるのかどうか。もし、わかりましたら、お願いしたいと思います。

議長（山本幹雄君） わかりますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 申し訳ありません。数については、正確なところは申し上げられないんですけども、町内には約98、約100近くのため池がございます。

今現在、本年度におきましてなんですけれども、それらのため池について、マップの作製ということで、所在地等を登録したような形での業務のほうを、今、行おうとしている

ところでございます。

あと、ご心配されています使われていないため池、それから、使っているため池、危険なため池ということでございますけれども、使われていないため池につきましては、そちらの池の管理者、届け出されている方との連携を、今後、とらせていただいて、必要がないのであれば、堤を切るといった形での廃止というふうな方向へ向かうよう県のほうからも指導を受けておりますので、そういった形での指導のほうをさせていただきたいと。

また、今まで、重点ため池ということで、貯水量が多かったりとか、下に多くの家屋を抱えているところというのは、監視対象にしておりましてけれども、1戸でもあるようなところというのは、再度、本年度調査を行って、危険度の判断をさせていただくような形で、今、作業のほうを進めております。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 課長が、今、申しましたとおり、県も新聞なんかでも、かなり報道をされておりますけれども、そうしたため池の調査、兵庫県が一番多いということで、すごく何万カ所、4万カ所とか何とか言っていましたけれども、実際に調べてみると、かなり減ったというようなことも報道もされておりますけれども、以前から、そうしたため池が管理をされないという状況もあって、そのまま放置される。それが、洪水の時に、大雨の時に、堤体が崩れた時に、下流に大きな被害をといるおそれ、こういうことは当然、以前から危惧して、これまでも佐用町においても何カ所かの、そうした使われなため池の、先ほど、課長が申しましたような堤体を切って、水がたくさんたまらないように、既にすると、そういう措置もしたため池もあります。

ただ、ため池の機能としては、当然、もともとは目的は農業用水を使用することで、水をためることが目的なんですけれども、それと同時に、そのため池が、1つの調整ダムの機能も果たしていることもあるわけです。

それから、今、河川、谷川なんかの水、土砂を防ぐために砂防ダム、治山ダムとかいうようなものもつくっておりますけれども、もともとため池によって、そこで土砂等が、もう使わなければ、土砂をそこで受け止めて、それによって、下流に、そういう土砂が流出しないようにする機能もあります。

ですから、完全に撤去をするというよりか、これまで、そうした堤体を切ったところも、半分ぐらいのところまで切って、後は残しておく、そういう措置もさせていただいた経験があります。

それについては、今、国のほうも、県のほうも、調査をして、さらに必要なため池については、今、予算のほうでも、かなり上げさせていただいておりますけれども、そうしたため池の改修工事、こういうことを、順次、行っておりますので、そのへんは、管理をしていただいております地元の方にも十分調査、管理を見ていただきながら、町も必要な措置は、国のそうした事業によって、県の事業によって進めていきたいと考えております。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

09年の佐用の水害の時の時間雨量は87ミリ？でしたかね。その時、想定外、想定外、（聴取不能）になりましたけれども、今になると、もう100ミリ以上は当たり前、異常、異常。異常、異常。異常が多い過ぎて、何が異常で正常やわからんような状態になっています。

もう本当に、いつ、何が、どれだけの雨が降るかわからないのが、今の状態だと思います。温暖化の影響とか、いろいろ言われていますけれども、1つでも災害の、どこまでやって、どこまでやれば安全なのか、そういった面を考えると切りがないと思うんですけども、1つでも災害の芽を摘むというんですか、事前に要素を取り除くという意味でも、対策を、ため池、河川に限らず土砂の問題、急傾斜地の問題、いろいろ対策を強固に進めていただけるように県とも連絡機密にとりながら進めていただくようお願いしまして、この問題の質問を終わらせていただきます。

それでは、次に、平福木村邸の進展状況はということで、お伺いさせていただきます。

平福の木村邸については、一般社団法人ノオトが、3度にわたりワークショップを開き、3度目のワークショップでは、参加した住民から、自分は何ができるかなどとアンケートも取って持ち帰りいただいております。

そして、計画を立てるということだったと承知していますが、もちろん、計画を立てるのは簡単でない。これは百も承知しています。しかし、最後の、ワークショップから既に半年以上も経過しています。地元の者にとっては、毎日、毎日、木村邸の傷み具合の進展具合を目にしますと、もう本当にどうなっていくんやろう。どうなるんやろうと、焦る気持ちも芽生えていっています。そこでお伺いします。

①、町当局には、その後ノオトさんから連絡や経過説明、中途報告などはありましたか。

②、もし、あったとすれば、その内容をお聞かせください。

③、ノオトさんからの具体的な提示はいつごろになるのか。

そして、④番目に、酒蔵の南側は地元の有志が花を植えたり、オブジェを置いたりして、ちょっと楽しめるような感じになっていますが、北側は何の利用もされず、時折地元の有志を中心に草刈りをしています。なかなかすぐに草が生えて追いつかない見苦しい状態となっています。とりあえず、何か見苦しくない、また、地元にあまり負担のかからない活用方策は考えられないのか。お聞かせ願いたいと思います。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平福木村邸、この活用計画、その進展状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。

木村邸ということにつきましては、ご存じのとおり、以前からの地域の要望も受けて、木村酒造場跡地等も含め、昨年6月に木村邸と言われる部分は寄附をいただき、また、工場部分につきましては、その土地を買収という形で所有権を町へ移転を行いました。

佐用町では、平成29年の利神城跡の国史跡指定を契機として、町内の歴史・文化的資源を磨き未来に伝承すべく佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクトに取り組んでおりまして、このプロジェクトの中で、平福地域を重点モデル地区に位置づけて、この木村邸活用とともに平福地域全体のまちづくりコンセプトや方向性を話し合うために、平福まちづくりワークショップを計3回開催をいたしました。

このワークショップには、平福地域からの参加者はもとより、平福の観光的価値やまちづくり会社の設立に関心をいただいた地域外の有志の方も多数参加をしていただいたとこ

るであります。

これを踏まえまして、①点目から③点目のご質問に合わせてお答えさせていただきます。

3回のワークショップの後、この計画のコンサルタントとしてお願いをしておりますノオトのほか、木村邸の利活用に関心をいただいている有志の方の参加のもと、地域まちづくり会社設立に向けた検討会議を、これまで計5回開催をしております。

この会議では、ワークショップ参加者からの意見をもとにノオトが取りまとめた、人が行き交い、時が交差する現代の宿場町をまちづくりのコンセプトとして念頭に置いて、木村邸を平福地域のにぎわいづくりの拠点とするべく、活用計画や運営事業者の体制づくりについて検討と協議を重ねていただけてきました。

コンサルタントのノオトに関連していえば、これまで4回の会議に出席いただいて、篠山市の集落丸山をはじめとして、古民家活用による地域再生の分野で多くの実績とノウハウを有することから、木村邸活用においても建物の改修プランや地域まちづくり会社の体制、資金計画など多方面においてのご提案いただいているところであります。

ただ、活用に関するプランや手法、体制づくりなど、具体的な内容につきましては、現在進行形でありまして、会議にて意見交換を行いながら検討を重ねているところであり、現段階においては、具体的なものについては、まだ、私のほうにも報告は受けておりませんので、そういう状況であることを報告させていただきます。

また、町といたしましても、木村邸の老朽化を着実に進んでいるということは、よく認識しております。一定の方向性を、当然、そういう意味で、早く決めるべき時期が迫っているということを認識しているところでありまして、今後、活用計画や運営事業者について、ある程度の具体的な結論が固まりましたら、議員の皆様や、また、地域の皆さん方にも、当然、説明をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、そういう状況の中で、まだ、しばらく時間がかかるというふうに思っております。

続きまして、④点目の当面の対策として、地元にあまり負担のない活用方策はないかということではありますが、木村邸付近の周辺の通常の管理、草刈り等でございますが、昨年6月の土地建物の取得以降、計3回実施しており、初めの2回は町職員と地域の有志の方々で行い、直近の1回については、8月のお盆前に近隣の方から要望を受けて、日程調整の時間がなかったこともあります。町職員のみで、これを行ったところでございます。

木村邸については、長年空き家で老朽化が激しくなっているため、地域からの保存の要望に基づいて、町において土地と建物を、これを取得してきた。また、その経過があり、また、地域の皆さんも一緒になって、保存及び活用を図っていくという、そういう皆さんの要望なり思いを受けて取得したものであります。そういう経過から、利活用者決定までの木村邸の管理に関しましても、地元の方々にもご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉さん。

2番（児玉雅善君） ありがとうございます。

木村邸の活用につきましては、利神城保存活用計画策定委員会でもご討議いただいているようで、議事録見ますと、平成30年6月9日の第2回の専門員会の議事録見ますと、木村邸の具体的な活用例として、①計画想定期間中も学べる場を作り、情報発信する。②郷土館の代替機能も含め、木村邸を教育活動に使える施設にするため、町も主体的に施設運

営に関わる。③利神城跡の歴史、平福のまちなみの変遷を学ぶ場として機能させる。④整備・修復中、立入禁止措置が取られている間、施設展示の充実を図る。⑤史跡整備の進捗を視覚化し、地域住民及び一般来訪者の理解を得られる展示・広報の場とする。という例も挙げられております。

そういった、この計画策定委員会の内容と、それから、今、進められているノオトさんを中心とする会議との整合性というのか、連絡等そういったものは、どうなっておるのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 計画策定につきましては、教育課のほうで主だってやっていただいております。

それを受けまして、本年度、教育課とともにワークショップ、それから、新しいまちづくり会社の設立に向けた協議、先ほどの町長の答弁にありましたように5回開催しておりますけれども、そういったことについても全て教育課も一緒に同席していただいて計画との整合性を図っているところでございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） それで、そういった討議されている内容というか、そのあれが地元には全くとっていいほど伝わって来ていません。だから、地元のほうとしては、焦り気味、時間的な問題にしても焦るというんですかが出てきていると思います。

そこで、そういった会議の内容とか議事録、そういったものを、もっと地元の者に、広報する。そういった方策は考えられないでしょうか。

保存活用計画策定委員会のほうは、町のホームページに議事録なんかも載ってましたんですけども、木村邸の問題に関しては、ちょっとインターネット見たんですけども、ちょっとなかったような気がしますので、そういったものの広報活動。ネットもいいんですけども、ホームページもいいんですけども、町民の多くの方、特に年配の方たちは、パソコンも使わない方も多いと思いますので、そういった方に対する広報活動も大切かと思っておりますので、その点は、どうなっているのでしょうか。よろしくお願ひします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 木村邸につきましては、当初から母屋の改修等につきましては、イニシャルコストの全てではないんですけども、イニシャルコストのある程度の部分については、町の負担で行います。

ただ、川側の用地の活用ですとか、そういったことについては、利活用者の方でお願いしたいんですということをスタートで、いろいろワークショップしたりとか、それから、そのワークショップをさせていただいた中で、先ほど議員もおっしゃられたアンケートを

取らせていただいて、その中で出資をして、まちづくり会社に入ってもいいですよと言われた方等に集まっていただいて、先ほど言いました5回の会議を開いております。

ただ、やはり、その会議につきましては、まちづくり会社の設立の内容、それから、ここで行おうとする事業等につきまして、なかなかすぐに決まるものではございません。いろいろ、いろんな案が出たりしておりますので、その都度、その情報を出させていただくと、かえって地元の方に混乱を招いたり、ある一方だけの情報が伝わって、それが誤解を招いたりということもございますので、今のところ、まだ、公表のほうはしていませんでした。

ただ、2月にワークショップ終わって以降、おっしゃられるように、かなり時間経過しておりますので、そういったまちづくり会社を設立する方向で、皆さん、検討いただいておりますということを、先般、地域づくり協議会の会長さん、センター長さん、それから、代表の自治会長さんにご説明させていただいたところでございます。

そういった状況ですので、ご理解のほうをいただきたいというふうに思います。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） なるべくきめ細かに、地元の者にわかるように、こうしたことをお願いいたしたいと思います。

そして、次に、ちょっと関連で、利神城についても、ちょっと、お伺いさせていただきたいと思います。

策定委員会の議事録読ませていただきました。そうすると、同じく6月9日の第2回のものなんですけれども、あそこの利神城跡の土壌と地盤について、利神城跡の南側斜面は崩壊地形である。石垣が抜け、表層崩壊している箇所がある。砂質土系土壌で崩れやすく、根石の露出箇所が散見される。地盤の性質から、降雨対策が必要である。早急に斜面の安定化を図る土木的処置が必要である。保存箇所の優先順位を検討する。土木的処置を施す箇所と、仮設的処置で対応する箇所。処置を施す場所と、具体的な手法の検討として、地盤流出箇所はノンフレーム工法での土木的処置。地盤に打ち込んだ鉄筋を、ワイヤーで繋ぎ、上から植生土嚢等を施す。そういった具体的なことが書いてありますが、いずれにしても、本当に、対策が具体的に、とりあえずの応急の処置が必要な状態ではないかと思えます。石垣にメッシュを被せるとか、いろんな方策は出ていましたけれども、そういった具体化のほうは進展具合はどうなっているのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） はい、お答えいたします。

策定委員会の中で、確かに、危険性ということで指摘を受けまして、早急の対応が必要だということは認識してございます。

それで、県のほうとも相談をいたしまして、何とか早く、今、議員さんがご指摘のとおり、防護ネットであったりとか、植生ネット、まずは、この工法によりまして、石垣の崩壊、それから土壌の崩壊をとどめたいというふうには考えております。

そして、できることであれば、それらが危険性が幾らかでも解消された段階で、部分開

放して、一部、登山を許可するというような方向も考える必要があるかと考えてございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） 本当に、どんどん、どんどん崩れていってますので、本当に1日も早い応急の処置を、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、本当に、皆さん、利神城に登りたい方がいらっしゃいます。

また、禁止されているのにもかかわらず、相変わらず登っていらっしゃる方もございます。

そういったことを防ぐためにも、この議事録の中でもライブカメラを設置するとか、そういった何と言うんですか、登山を防ぐ手立てとして、ライブカメラを設置という方策も出されています。

また、有識者とか、ベテランの方と限られた人数で公募するなりして、見学ツアーみたいなのを催すとかいう方策もできたと思います。

そういったやつの具体化は、まだでしょうか。

議長（山本幹雄君） 児玉議員ね、通告にないので、通告に従って質問してください。

じゃないと、ちょっと時間的なものもありますからね。

答えられますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） ほな、宇多課長。

教育課長（宇多雅弘君） 先ほども申し上げましたとおり、ある一定の防護柵、防護対策ができた暁には、部分開放をして、登山を認めて、一般公開していきたいなという気持ちは持っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。確かに、利神城の問題に関しては、通告はしていませんでしたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 児玉雅善君の発言は終わりました。

続いて、6番、廣利一志君の発言を許可します。はい、廣利君。

〔6番 廣利一志君 登壇〕

6番（廣利一志君） 6番議席、廣利でございます。

義務教育未修了の実態について問うということで、町長、教育長の見解をお聞きます。

文部科学省の平成 29 年の通知「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定」は、不登校児童生徒に対する支援が一層適切に行われるように都道府県、各市町村に指導を記したものです。

また、平成 30 年には、「第 3 期教育振興基本計画等を踏まえた夜間中学等の設置・充実に向けた取り組みの一層の推進」は、義務教育未終了、不登校などの実態把握からニーズ把握に努め、夜間中学の設置を含む就学機会の提供等の必要な措置を講ずるように記しています。

私たちの周りでは、ほとんどの人が小中学校の義務教育を修了し、98.8 パーセントの人たちが高等学校以上の教育を受けています。これはあくまでも入学者です。義務教育では学力不振や登校日数が不足していても修了証書は授与されます。

また、高等学校の入学者は減少傾向でありますけれども、定時制高校、通信制高校は現状維持もしくは増加傾向にあります。

そういった現状を踏まえて、今年 7 月 22 日に開催された佐用町人権教育研究大会において配布された資料及び講演内容に愕然としました。

平成 22 年の国勢調査の結果、佐用町における義務教育未修了者が 49 名だということ、講演では、その実態は、実は、その数倍だと話されました。

また、自治会単位では、あまりにも数字に大きな開きがあり、国勢調査の信頼性について若干の不安を感じたのは偽らざる気持ちです。

上記のことを踏まえて、町長、教育長に見解をお尋ねします。

まず、①点目、国勢調査の結果について認識と見解をお尋ねします。

②点目、義務教育の未修了、不登校の現状と対策。

③点目、義務教育は修了だが、ほとんど授業を受けず修了証を授与する実態。

④点目、夜間中学についての研究、調査はされているのか。

⑤点目、国勢調査に該当する外国人の居住の実態と調査員の指導は適切に行われていたのか。

関連する質問については、議員席のほうからさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、義務教育未修了の実態について問うのご質問にお答えいたします。

①点目の国勢調査の結果について認識と見解についてお答えします。平成 22 年の国勢調査の集計を見ると、佐用町では未修了者が 49 人となっています。この集計には、年齢や国籍などの内訳が公表されていないため、どの年代に未修了者が多いとか、国籍により多い少ないがあるのかとか、実際に町内で夜間中学等での学びを希望する人の数が何人あるのかなど判断することは難しいと考えます。

しかし、平成 28 年に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律が制定されたように、義務教育未修了者である学齢期を経過した人や、何らかの理由により不登校となっている児童生徒の教育機会の確保については、町教育委員会としても、引き続き支援を続けていきます。

②点目の義務教育の未修了、不登校の現状と具体的な対策についてお答えします。

町内の学校においては、年度末に卒業認定について会議等を行い、校長が児童生徒の卒業を認定しています。ほとんど登校することなく卒業を迎えた場合、本人の状況や保護者

の考え、今後の進路等を総合的に判断して認定を行います。現状は特別な事情がない限り卒業認定されています。

本年度の小中学校の不登校の現状ですが小学生で現在2名、中学生で8人です。さらに不登校傾向の児童生徒も数名おり、国や県と同様に佐用町においても大きな課題の1つとなっています。

対策については、各学校において、学級担任だけでなく学校全体で情報を共有しながら組織的に対応するとともに、保護者、町の適応指導教室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとも連携を取りながら、個に応じた対応をとっているところです。

③点目の義務教育は修了だが、ほとんど授業を受けず修了証を授与する実態については、町内4中学校の過去5年間の状況は、3年時にほぼ登校することなく卒業した生徒は7人で、全て進学しています。進学先は通信であるとか、定時制になります。

④点目の夜間中学についての研究、調査についてですが、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律には、夜間中学等における就学の機会の提供について記され、設置の促進や多様な生徒の受け入れを推進することが必要とされています。

この法律の第14条には、地方公共団体における就学の機会の提供等が記され、地方公共団体において、夜間中学の設置を検討することや、既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ることが求められています。

このことを受け、国は基本指針を策定し、全ての都道府県に少なくとも1つは夜間中学等が設置されることを目指しています。

ちなみに現在、夜間中学は、9都道府県に33校が設置されており、そのうち、兵庫県には尼崎に1校、神戸市に2校、あわせて3校設置されています。

佐用町において、独自に設置することは、なかなか難しいですが、今後、近隣市町とも情報を交換していきます。

また、町教育委員会としても夜間中学について、独自に調査研究をしているわけではありませんが、県教育委員会の夜間中学の充実・改善のための意見交換会に指導主事を派遣し、国・県の動向を把握するほか、7月22日には、佐用町人権教育研究大会の全体会の講師に尼崎市の夜間中学校教員の桜井先生を招き、夜間中学の現状と課題について、ご講演いただいたところでございます。

また、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律には、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関することが記され、①つ、魅力ある学校づくり。②つ、不登校というだけで問題行動であると受け取られないようにする配慮。③つ、不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと。④つ、不登校児童生徒の意思を十分に尊重し、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと。⑤つ、就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮等が記されています。

佐用町教育委員会においても、不登校児童生徒への対応については、この法律に従い、先ほども述べたように個に応じた対応を行っているところです。

⑤点目の国勢調査に該当する外国人の居住の実態と調査員の指導は適切に行われていたのかについてですが、この質問につきましては、次のとおり、統計担当部署から聞いておりますので、私のほうからあわせてお答えいたします。

まず、外国人の居住の実態についてですが、平成22年国勢調査では、佐用町内の外国人居住者数は95人となっています。

国勢調査の対象は、佐用町内であれば、調査時に佐用町内に常住している人全てが対象になります。常住している人とは、3カ月以上住んでいる、または住むことになっている

人を指します。ただし、仕事などでたびたび住居を移す人や定まった住居のない人も調査時に佐用町に居住していれば常住している人として調査を行っています。

実際に町内にも、国勢調査の対象となる外国人は居住していますので、国の定めた調査方法・手順に従って訪問し、調査の説明、調査票の配布・回収を調査員が行います。日本語がわからない外国人には、各言語の資料・調査票を配布することで対応しています。

加えて、佐用町では外国人を多数雇用している事業所へは協力をお願いし、調査票の配布・回収が円滑に実施できるように取り組んでいます。

国勢調査の実施に当たっては、調査員対象の説明会を実施し、調査手引きや映像資料を用いて、国の定めた調査方法・手順に則って調査を行うよう、適正な指導を行っています。

以上で、義務教育未修了の実態について問うについての答弁を終わります。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） なかなか、プライバシーのことがありますので、その点も踏まえながら質問もしていきたいというふうに思います。

まず、7月22日の佐用町人権教育研究大会で、その時の講師が尼崎市立成良中学校琴城分校、桜井先生でして、本当に講演内容も、それから資料についても説得力もありますし、わかりやすい説明であったし、しかし、数字だけを取って見れば衝撃的であります。

先ほども触れましたように、49名の方が町内で未修了と、桜井先生は、実は、その数倍ですよとおっしゃいました。だから、数倍って、2、3倍ですから、3倍とした場合、100名を超える方、それが、ちょっと、私も周りの方に、その時に聞いたんです。心当たりがあるかないか。そういう話をした時に、皆さん、ない。ないと。だから、その数倍というのが、しかし、それは、はっきりと、おっしゃいまして、桜井先生に、また、後で、お話も聞きましたら、それはそうですと。

で、まず、教育長にお尋ねしたいのは、この講演についての報告、あるいは資料について、私は、この質問通告をしたのが8月23日なんですけれども、それ以降で、それ以前ももしかしたらあるかもわかりませんが、資料、ご覧になりましたでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 平成22年の国勢調査の集計につきましては、問い合わせで、手元に持って、資料は拝見いたしました。

実際、桜井先生の言われたように、49名という数字はありましたです。

それぞれ、集落ごとにも載っていますので、このへん、なかなか、どういう方がというところまでは、まだ、この数字だけですので、わかりませんが、たくさんの方がおられるというのを、私も改めて、ちょっと認識させていただいたところです。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6 番（廣利一志君） 報告と、それから資料についてご覧になったかということをお聞きいたします。報告と、それから資料についてご覧になったかということをお聞きいたします。報告と、それから資料についてご覧になったかということをお聞きいたします。

それから、夜間中学の問題が、先ほど、教育長は 33 校とおっしゃいましたが、講演では全国で 31 校、県内で 3 校ということが、話されました。その内容についても琴城分校の授業の内容についても話をさせていただいたんです。

それから、私が思って、逆にすごく印象的だったのは、その夜間中学と近隣の中学校との交流をしていると。この交流が、近隣の中学校に、すごくいい影響を与えているという報告があったんです。

修学旅行で夜間中学へ訪問するという中学校があるそうです。2 時間かけて行く。その交流の結果が、夜間中学って本当に学びたい人が学んでいるわけですから、その姿勢をみるだけで、普通の中学校に行っている子たちは、逆にやっぱり刺激を受けて、一生懸命勉強しなきゃいけないなというふうなことを思ったということ、事例がたくさん紹介されました。

もう 1 つは、4 点目は、外国人の方のことについて触れられたんですけれども、もう一度、ちょっと確認しますが、その講演の内容等については、そういう報告資料というのは、ご覧になりましたか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 講演につきましては、私も参加しておりましたので、資料をいただいて、講演も聞かせていただいております。

先ほど言われましたように、夜間中学校に修学旅行で行く、交流をされたという報告も、その中では聞いておまして、いい経験にはなったというような感想も言われていたと思います。

それから、先ほどの校数の関係ですが、本年度 4 月にも千葉や埼玉県などにも、新たに設置されていますので、ちょっと、今年については、増えていますので、先ほど、桜井先生が言われた時よりのデータよりは 33 になっているというのが、今のデータだと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6 番（廣利一志君） 未修了の実態については、未修了者の方の実態については、先ほどの答弁で、教育長のほうからもありましたし、不登校の現状、それから、これは 4 年間でしたか、結局、義務教育というのは、私も、これ認識不足だったんですけども、結局、日数が足りなくても修了証を渡すという形で卒業しているということなんですけれども、その人数についても、この 5 年間では 7 人が結局、卒業し、進学しているということでしたけれども、そのフォローについては、例えば、この 5 年間 7 人ですけれども…はいかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） ほとんど学校に来ずという児童生徒もおりますし、幾らか来てという児童生徒もおります。

そういった児童生徒が、やはり進学をするという方向で決めておりますので、それを妨げる、そういう意欲を妨げるわけにはいきませんので、卒業認定はさせていただいているというふうに思います。

それで、その後のフォローですが、通信制であるとか、定時制であるとか、フォローにつきましては、十分なあれはないですが、その学校の様子に向こうの担当の担任の先生なりが、また、こちらのほうに来られて、情報交換をしたりとか、それから、あるいは、こちらのほうが行っている場合もあると思いますが、何ぼかの連絡は取っておりますので、完全なフォローを取っているわけではありませんけれど、情報交換としては、幾らか取っているというふうに聞いております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 結局、未修了の実態は、この5年間で7人ということなんですけれども、その前段のところの不登校の現状のところがありますので、小学校で、現状で2名ですか、それから、中学校で8名ということで、この義務教育、年数が来たから卒業するという、修了するという修了証を渡すという、このことは増える傾向ですか。これは。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 以前に比べると不登校傾向になっている児童生徒は多いと思います。

だから、増える傾向にあるかと言えばそうかもしれませんが、やっぱり、それを防ぐために、いろんな手立てを学校としてはとっておりますし、いろんな関係機関とも連携を取りながら個に応じた支援は行っております。

だから、学校としては、あるいは町教育委員会としても、できるだけ、そういう子を少なく、なくするには努力をしておりますので、結果的にどうなるかは、ちょっとわかりませんが、そういう努力はしております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利君。

6番（廣利一志君） 結局、未修了なんだけれども、年数が来て、卒業して、修了証を渡して、通信制を含めて進学した子たちが、5年間で7名ですので、そのあたりは、人数的に、その人数がフォローできる人数かどうかということからすると、私は、きっちりと、フォローをするべきかなということが1つ。

それから、多分、これは全国的なんだろうけれども、やっぱり増える傾向ということ

は、やっぱり、その根本のところもありますけれども、しかし、行きたくないのに、無理やり行かせないという、行かせなくてもいいという考え方もあったりするものですから、もしかすると、それは、もっともっと増えてしまうのかなということがあります。

夜間中学というのが、文科省も、ここへきて、数日前ですか、新聞報道では3倍の予算をつけるというふうなことが報道されていました。だから、それは、やっぱり必要性があるんだというふうに思うんです。いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） そういう学ぶ場所が増えるということは、いいことだと思います。

ただ、そういった不登校児童生徒のためだけに夜間中学があるわけではなしに、外国の方についてもありますので、ただ、県教委とも連携を取りながら進めていますのは、やはり、今、神戸であるとか尼崎でありますけれど、通える地域が、あまりにも限られていたり、やっぱり、その地域だけというようなところもありますので、県の動向としては、そういう地域だけじゃなしに、近隣の市町からも通えるような連携を取るとか、そういうふうな形で進めてられていたり、いわゆる、神戸、尼崎だけにありますので、こちらの西播磨管内のほうにはありませんので、やっぱり兵庫県としても、こちらのほうにもという考えはあるように伺っております。

ただ、やはり佐用町としても、単独で設置したりするのは、なかなかニーズの問題あり、財政的には苦しいとこだと思いますので、近隣の市町と連携を取りながら、広域的に設置できる方向があれば、連携して考えていきたいと考えているところです。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 教育長、今、まさに言われましたように、夜間中学って、不登校のためだけではないというふうにおっしゃいましたけれども、まさにそうなんです。

ですけれども、ニーズは3つあると思うんです。

1点は、10代の未修了者。義務教育を年数が来て卒業した人。10代になるか、20代になるかわかりません。

それから、2点目は、やっぱり70代以上の方。

もう1点は、外国人の方。

そういうふうに、ニーズとしては、実はあるというふうに思います。

それで、夜間中学は、日本語学校とは違うと。日本語学校でいいんじゃないかなと思ったら、そうではないと。やっぱり修了証が日本語学校、要するに進学のための義務教育修了というふうな形が出ないわけですから、やっぱり夜間中学というのが、やっぱり必要だと。

それで、先ほども、教育の機会均等のところでありましたけど、夜間中学のことについて、どの法律で必要だということが触れられているんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 先ほども言いましたように、平成 28 年の義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律が制定されたために夜間教育等のニーズが高まってきたように認識しておりますが。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6 番（廣利一志君） 実は、法律には夜間中学という言葉がないんですね。

だから、これは、2 部制と、2 部授業という言い方で、結局、夜間中学のことを、類推するというか、そういう形で、学校教育法施行令第 25 条という中で、そのことが言われているだけですので、実は夜間中学という言葉は、実は法律には謳われていないんですけども、でも、根拠となるのはそこです。

都道府県と各市町村に設置を義務づけるというか、いう形は言われているわけです。

それで、県教委も文科省も予算を 3 倍増と、あるいは佐用町からも教育主事の方を県教委主催の夜間中学校意見交換会というのがあったというふうに聞いております。

そのあたりについて、大阪では、文科省主催の研修会が 8 月 27 日にありました。これはホームページでも見れるそうです。案、私も見ました。報告が出ております。

まず、教育主事が出席された夜間中学の意見交換会、どんな内容だったのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 失礼いたします。

先ほど、ご指摘の夜間中学の充実・改善のための意見交換会という名称の会議でございます。

これは令和元年 7 月 25 日、神戸市で開催されております。

今、ご案内のとおり県教委の主催でございます。県下の教育委員会、それから、オブザーバーとして、県内にある 3 校の夜間中学校の校長先生であったり、教頭先生がご出席になり、意見交換会を持ったところでございます。

その中では、事前に県下の各教育委員会に対して、事前調査というものが行われておりまして、その結果を発表されました。

まず、事前調査の中では、就学機会の提供等に係る措置として、各市町がどういった措置をされていますかという設問に対しては、夜間中学校を設置しているという市町が県下 41 市町中に 2 市、これは神戸市と尼崎です。

それから、夜間中学校新設に向けた検討・準備をしていますかというところは、2 市町。

それから、夜間中学がある他の自治体との連携を進めていますかという問いに対しては、14 市町。

積極的な広報、相談窓口の設置をしていますかという設問には、11 市町が答えてございます。

それから、既卒者の入学意思や夜間学級のニーズ把握の方法については、ニーズ調査を実施していますかという設問には、ゼロでございました。どことも、ニーズ調査までは、

まだ、できていない状況でございます。

それから、自主夜間中学校や日本語教室等の訪問や聞き取りもしていますかという設問に対しても、ゼロということでした。

それから、社会福祉部局や民生委員さんとの連携をしていますかという設問には、12の市町が「はい」と答えております。

それから、相談窓口を設置していますかという設問には、10市町が「はい」と答えております。

それから、それ以外に、その他として、19の市町であります。

それから、もう1点、住民や他の自治体からの就学機会の提供等に関する問い合わせ状況についての設問もございました。これは複数回答ですけれども、住民から、いわゆるこの夜間中学についての問い合わせがありましたかという設問に対しては、4市町があったと答えております。

それから、他の自治体からの問い合わせがあったという市町が3市町。

特にないというのが、36市町でございました。

そのほかにも、兵庫県の教育委員会が独自で調査を進めました他県の様子も、そこでは紹介されております。他県といいますのは、高知県の教育委員会でございます。

また、その時に、各市町、それぞれの設置状況であったりとか、設置に向けた取り組みについての意見交換が行われたわけですが、この管内におきましては、姫路市は、議会からの要望があったということで、姫路市としても、播磨地域全体として、これは考えていかなければいけない問題であろうというふうに考えておられるようです。

それから、赤穂市につきましては、独自では設置のほうは、まだ、検討していないけれども、近隣の備前市のほうでは設置に向けた検討中というふうな情報をつかんでいるという報告がございました。

それから、近くでは、たつの市、宍粟市、相生市、上郡町、太子町、ここにしましては、今現在は、特に設置については検討していないということです。

それから、西宮市については、神戸市、尼崎市に設置されておりますけれども、そちらへ受け入れの要請を検討中。今は、その市町内だけの在住者しか受け入れを認めておりませんので、それ以外からの受け入れを要請しているんだと。それを検討しているということでした。

また、宝塚市では、議会からの、そういった要望もあったという報告がございました。

以上が、意見交換会の時の大まかな内容でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） その動きとしては、全国の様子も、私もいろいろ聞いて調べてみましたが、外国人の方が増えてきているところ、具体的には茨城県の常総市というところで、具体的な検討がされていると。それは、外国人が増えているというところで、やっぱりニーズがあるということなんですけれども、先ほど、課長の答弁にもありましたように、高知県とか、あるいは徳島県とか、今で設置がないわけですが、設置に向けて取り組みをされていると。

特に、高知県の場合は、体験入学、体験中学いうのを月2回実施してるというようなことも、ちょっと報告を聞いたりしております。

岡山県の状況で、ちょっと参考にしないといけないなというふうなところがあります。

実は、岡山県はニーズ調査を何年か前にやったそうです。その時は、反応としては、実は2人か3人しかなかったと。

今回、方法を変えてニーズ調査をやったところ、これ今年ですかね。やったところ、150人の方が反応、反響があったと。

最初、どうしたかということ、アンケート用紙を図書館に置いただけだと。やっぱり、桜井先生もおっしゃっていましたが、やっぱり字が読めないから書けない。あるいは、電車に乗って、どこ行きかというのがわからないという話もエピソードで話しされましたけども、で、今回、どうしたかということ、ボランティアの方の力を借りたということで、そうすると、反響が、そういう形で出てきたという話がありました。

西播磨の状況、西播磨の状況は、今、詳しく報告をしていただいて、これからのところもあるし、姫路市のように、ちょっと、研究をして、検討をしているところもあります。

この未修了の西播磨の状況を、ちょっと、数字を確認しておきますと、佐用町は先ほど言いましたように、49名なんです。上郡町は38名、太子町は5名、たつの市は42名、宍粟市は50名、相生市は95名、赤穂市は45名、ですから、佐用町がやっぱり多いということは、この数字からも、ちょっと言えますし、なかなか単独でというのは、まだ、研究も調査もこれからなんですけども、単独でというのは、難しいところは、確かにあると思うんですけども、調査研究を進めていってほしいというふうに思います。

それで、これちょっと、町長にお聞きしたほうがいいかもわかりませんが、例えば、三県境だとか、あるいは姫路市を含む中枢連携だとか、広域連携、たつどの連携とかいうのがありますけども、例えば、こういう夜間中学のニーズのこととか、それから、必要性のことについて、検討がこれから必要ではないかなと思うんです。いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、ずっと、ご質問や教育長の答弁を聞かせていただいておりますと、1つは、ちょっと最初に非常に佐用町内にもそうした未就学の方がいらっしゃる。

桜井先生が、私、どのような方か、十分に存じ上げないんですけども、その方が、まだ数倍はあるんだというふうに言われたと。

ただ、数倍、未就学というのが、どういう状況が未就学なのかというのが、これきちっと規定されていない状況の中で、そういう数字的なものが、その先生が何を根拠に、どういう状態で、そういう人数をおっしゃるのか、そのあたりは、ちょっと私は行政的には、ちょっと疑問だなという点があります。

ただ、学校、義務教育というのが、やはり義務ですから、当然、学校に行く。これは、ただ、教育を受けるということについては、これは国民の権利です。それは保障されていますけども、義務についてこれを強制することはできない。

ですから、現在でも、先ほどずっとお話のような中で、どこの市町においても不登校という形で、小学校、中学校、学校に通学せずに卒業証書は渡しているという方がおられると。

ただ、そういう中にも家で勉強したり、もう社会に出て、十分いろいろと、いろんな形で活躍される方も、たくさん私も知っております。

ですから、そういう今のお話の中で、特に必要なのは、最近外国の方が来られて、その方が、なかなか学習、勉強する機会がない。

それと、先ほど、ちょっと疑問に思ったのが、70歳以上の方ということが対象だという

話なんですけれども、そういう。70歳って私も70歳、昔のことを、私、周辺で考えますと、昔は、生活はみんな誰も苦しく貧しかったです。子供もたくさんいました。

でも、私なんかの同級生なり周辺でも、そんなに学校へ行っていないという子はなかったわけです。日本というのは、昔から識字率、非常に高いし、学校はみんな、いわゆる、これは誰も義務だということで、通っていたと、行っていたと思うんですね。中学校まではですね。

だから、そういう意味では、そんなに高齢者の方で、確かに病気だったとか、本当に状況によっては、学校へ行けずに、字が読み書きができないという方も何人かいらっしゃるのかもしれませんが、基本的に学校には皆さん行ってらっしゃったと、そういう方のほうが、断然多いし、未就学というのは、少ないと思います。

ただ、今現在においては、そうした学校に不登校として行かない。だから、それをなくすために町としても適応教室とか設置しております。

ただ、適応教室も、ほとんど子供たちが来ていないような状況の中でも指導員を、既に3名配置もして、それだけ、いつ来てもできるようにということで、設置をしておりますし、カウンセラー等もそれぞれ学校に配置して、その学校としても、非常に努力はしております。

これは佐用町だけじゃなくって、これは、そういう意味では、周辺の自治体、どこも同じような現状だと思います。

それで、先ほどの廣利議員がおっしゃる夜間中学校、これは全国でも30数校しかないというようなものを佐用町に設置というような、ニーズと、それから需要としても、そのような段階ではないと思います。

ですから、可能としては、当然、これは国としても、この教育というのは国の責務で、これは義務教育といわれるものでありますから、必要性が当然、その言われるようにあるのであれば、これは各それぞれの地域に国として設置をするということ、やっぱり考えてもらわないかんし、それも各地域、それぞれの地域ごとにバランスよくということも、これは考えていかないかん話だと思いますけれども、通常の私たちの行政としてできることなれば、姫路市が、今、おっしゃるように、これ播磨広域連携とか、そういう中での課題として、一番人口の多い、また、交通の便のとれるところの中心になるところに設置をされるとか、こうした三県境も同じような過疎地、交通の不便なところにある地域が交通機関をうまく利用して、そこに今回のような、ああした医療専門学校を設置したような形で設置をする。

ただ、それに対しての、教育としての経費は、やっぱり国がきちっと、文科省が幾らか予算を増加したということなんですけれども、その幾らかの増加じゃなくって、本来必要ならば、それは、きちっとした予算措置をして、国として義務的に設置をするという方向を、やっぱり考えていただかなければならないというふうには思います。以上。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 全く、町長の見解、私もニーズのところ、具体的に今回も、そういう要望、要求を受けてということではなくて、ですから、やっぱり未修了のことについて、私も、できるだけいろんな年代の方に聞いてみました。

聞いてみると、しかし、そうすると、あの人、実は、学校へ来ていなかったよなというのが、ちょっと、ポツッ出てきたりするんですけども、結局、そのところについては、

やっぱり実態のところと、ニーズというところを、きちっと、やっぱり調査していく必要が、おっしゃったようにあるというふうに思います。

なかなか単独では、これは難しいというふうに思いますので、教育長もおっしゃった近隣と、ここへ来て研究をしている、調査している。あるいは議会から求めてやっているところもあったりするので、それは、例えば、教育委員会で、一緒に協力するという、何かそういう機会というのは特に何かあるんですか。教育委員会の調査研究していくとしたら、教育委員会が集まるような機会はあるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 夜間中学校に指導主事を派遣した、その夜間中学校の充実や改善のための意見交換会、県が主催しましたけど、これは1回だけでは終わらないと思いますので、そういったところで県との連携を取ったり、それから、西播磨の関係においては、教育長会が定期的にありますので、そういった情報も交換しながら、連携はとっていききたいとは考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） ぜひ、そこからスタートかなというふうに思いますので、ぜひまた、もしかして、ここへきて進んでやるところも出てくる可能性もありますので、連携してやっていく、調査していくというあたりから、ぜひ進めていってほしいというふうに思います。

私の質問を終わります。以上です。

議長（山本幹雄君） 廣利一志君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため、休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後1時からといたします。

午前11時35分 休憩

午後01時00分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。はい、平岡君。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、社会保障施策の充実をということで、質問を行います。

その 1 つ目に生活保護について伺います。

生活保護は、生活に困った時、誰もが憲法 25 条や生活保護法などに基づいて、権利として最低生活の保障を請求できる制度です。必要な人全てに支給させることが大切ですが佐用町の実態について伺います。

①つは、相談件数。そして、申請数、受給者の数の実態と、その傾向について。

②つ目には、申請時に民生委員の意見書を必要としていますか。

必要とする場合は、法的根拠をお示してください。

2 つ目の社会保障施策の問題として、就学援助制度について伺います。

就学援助制度は、就学困難な児童及び生徒に係わる就学奨励についての国の援助にかかわる法律に基づいて実施されています。小中学生が安心して勉学に励めるようにする補助制度ですが、佐用町の実態はどうか。その概要について伺います。

①つに、対象者数。

②つ目に、手続き。

③つ目に、支給項目と支給額。

④点目に、支給方法。

⑤点目に、関係者への周知方法です。

よろしくご回答のほど、お願いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からの社会保障施策の充実についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の生活保護についてのご質問でございますが、生活保護は憲法 25 条の理念に基づき健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活していけるように助成する制度で、暮らしに困った場合に、困窮の程度に応じた援助が受けられる制度であります。

町に生活困窮の相談に来られたかたの中で、当然、働ける方は、能力に応じて働いていただいたり、親子、兄弟姉妹等から援助を受けていただいたり、また、生活必需品以外の財産がある場合には、それを活用していただくなど自立した生活の助言を行っております。それでもなお生活できない場合には、県の福祉事務所に生活保護の申請をすることにより、必要なお金や物品などが支給をされます。

ご質問の相談数・申請数・受給数の実態と傾向ということでございますが、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 カ年間の実績で見ますと、相談数は平成 28 年度が 19 件、29 年度 20 件、30 年度 27 件となっております。

申請数及び受給数はともに平成 28 年度 8 件、29 年度 13 件、30 年度 9 件であり、3 年間で申請者数は延べ 30 件で、全て受給をされております。

3 カ年間の受給者の平均年齢は 62.8 歳で、30 代が 4 人、40 代が 1 人、50 代 5 人、60 代 11 人、70 代 8 人、80 代が 1 人となっております。

生活保護の主な決定理由としては、傷病によって働けない、また、貯えがなくなった、障害によって働けないなどがございます。

保護受給者全体では、平成 28 年度が 62 人、29 年度 61 人、30 年度が 61 人、令和元年度 8 月現在で 63 人というふうになっております。28 年度からは、現在数では 1 人減となっており、これは保護終了の要因のほとんどは、受給者の死亡、転出、年金受給等によるものでございます。

また、佐用町の保護受給率は 0.38 パーセントで、兵庫県の受給率、平成 28 年度の統計値でありますけれども 1.94 パーセントと比較しますと、かなり低くなっております。

次に、申請時に民生委員の意見書を必要としているか、また、必要とする場合は、法的根拠は何かとのご質問でございますが、生活保護申請時には、民生委員意見書を添付することとなっております。意見書には、申請に至った経緯や生活困窮になった原因、自立更生のための手段とその結果、申請に対する意見等を地区担当民生委員に記入していただいております。

意見書の根拠であります、生活保護法第 22 条に民生委員は、生活保護法の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする規定があり、また、平成 15 年 3 月 31 日付、厚生労働省社会・援護局保護課長から「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について」の通知があり、保護申請時の対応として、保護申請中の世帯の生活実態調査に当たっては、その地区を担当する民生委員に、①つ、当該世帯の生活状況。②つ目に、当該世帯への援助の有無とその内容等について、報告等の協力を依頼する。となっております、各町の生活保護担当者宛てに配布をされております生活保護事務処理手引き書に基づいて、民生委員の意見書を添付しているところでございます。

生活保護の決定権は、県健康福祉事務所にありますので、町といたしましては、県の指導のもと、生活保護の事務を行っているところでございます。

以上、1 点目の生活保護についてのご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。2 点目の就学援助制度については、浅野教育長のほうから答弁をいたします。

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、2 点目の就学援助制度についてのご質問について、お答えいたします。

就学援助制度は、学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的としています。佐用町においても、就学援助に関する規則を定め、必要な費用の一部を援助しております。

対象者数ですが、本年度は小学生 21 人、中学生 24 人、合計 45 人を認定しております。

手続きは、毎年申請が必要で、当初認定は、毎年 12 月から 1 月末までの申し込み期間を設け受付をしておりますが、このほかの期間でも随時受付を行っております。

申請には、就学援助申請書、就学援助に係る所見書の 2 種類、書類が必要です。

就学援助申請書は、保護者が記入し、収入がわかる源泉徴収票等の書類を添付して、学校長経由で教育委員会へ提出していただきます。

就学援助に係る所見書は、保護者が民生児童委員に記入を依頼し、民生児童委員から健康福祉課経由で教育委員会へ提出されます。提出された申請書等については、教育委員会事務局内で内容を審査した後、定例教育委員会にて審議して、認否が決定されます。

支給項目と支給額についてですが、支給項目は 10 項目あり、支給額は支給項目ごとに小学

校と中学校で異なります。

支給項目ごとに1年間の支給金額を申し上げますと、支給金額が定額のものでは、学用品費が小学校1万1,520円、中学校2万2,510円。通学用品費が小学校、中学校ともに2,250円。新入学児童生徒学用品費が小学校5万600円、中学校5万7,400円。クラブ活動費が中学校2万9,850円となっております。また、経費の全額支給分については、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、PTA会費があります。

支給方法については、保護者の口座へ振り込みしており、支払いの時期は、学用品費、通学用品費、学校給食費、クラブ活動費、校外活動費については毎学期末。新入学児童生徒学用品費は、前年度の3月25日に支払います。修学旅行費は、学校の集金までに小学校は2万円、中学校は5万円を支払いし、行事終了後に不足分を追加で支払います。このほか、PTA会費は、1学期末に支払います。なお、医療費は町の乳幼児等医療費助成制度がありますので、就学援助費からの支払いはありません。

次に、関係者への周知方法ですが、毎年11月ごろに教育委員会から小中学校へ制度説明及び周知依頼と書類の配布を行うとともに、民生児童員及び保育園等へは健康福祉課を通じて制度のお知らせと所見書等作成を依頼しております。

小中学校児童生徒の保護者へは、12月ごろ、学校から案内文書を配布、また、小学校新入学の保護者へは、学校から小学校の入学説明会の通知の際や入学説明会当日に案内文書を配布しております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） では、最初に生活保護の関係で、先ほどのご回答の件で、再度、お尋ねします。

生活保護制度は、生活に困窮した時に最後のセーフティネットとして、国が責任を持っているものです。

生活保護費については、各住んでいるところによって、その基準がいろいろだというふうに伺っています。

1つ具体的に、生活保護の佐用町の場合、一般的な、それぞれ個々のケースがあるかと思えますけれど、基準というのは示せるような例がありましたら、示していただけませんかでしょうか。

それと、申請に当たって、先ほど、年度をおって申請者数、それから、それに伴う受給者数も示されたわけですけれども、その関係で申請された方、そして、実際に受給された方の間で、人数的に申請したら、そのまま受給できるという状態ではないということは、数字で、今、示されましたので、わかったんですけど、申請に当たっての手順ですね、これについて、もう一度、具体的に示していただけませんかでしょうか。

それで、生活保護の申請に当たって、生活に困窮しているという関係者の、当事者の方からの訴えを受けて、指導するといいますか、そういうことも説明の中でありましたね。制度として就労を指導していく就労、あるいは関係者の家族とか、兄弟、姉妹ですか、そうした方への扶養の関係であるとか、そういった助言をしていくという形で説明がありました。こういうことが、されて、申請者数と受給者数の上で、人数的に差ができていますでしょうか。そのへん、今の回答に合わせて、もう少し具体的にお願いできますか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 申請の手順等は、今、先ほど、ずっと説明したとおりです。それを、また、具体的に、それを説明してくださいと言われても、同じことを説明するしかないかなと思います。

それと、助成すると、そういう生活保護に対して、相談を受けて、そして、自立が何とかできないかというような、そうした形での相談を、まず、させていただくというのは、この生活保護制度の中にも最低の生活を保障するとともに、自分の力で生活がしていけるように助成をするということが、制度の中に謳われております。だから、それは当然、そのことは、まず、行って、それで、なおかつ生活が困窮されると、それが認められた場合には、申請をするということ。これを、それぞれ担当のほうで行っております。

それから、もう1つ、何か佐用町で独自のようなもので、何か、そういう基準というようなものがあるかどうかという話、まず、そういうふうな、佐用町だけが独自に決めているものはないとは思いますが、それは、担当課長のほうから答弁をさせます。

[健康福祉課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 生活保護の基準なんですけれども、申請した方の年齢ですとか、世帯の構成ですとか、それぞれ住んでおられる地域、佐用のような田舎ですとか、都会のようなところと、また、生活の扶助費の額が変わってきております。

佐用で言いますと、3級地の2というところに属してございまして、例えば、例で言いますと、佐用町で65歳、1人暮らしで持ち家があるという方でありましたら、月約6万5,000円という保護費が支給されております。

それと、さっき平岡議員のおっしゃった中で、申請者が受給者数と違うというふうなご質問があったんですけれども、申請者30名の方は全て受給されております。

違うというのは、相談者が3年間で66件であるんですが、そのうち申請された方が30件、それで、受給された方が、そのまま30件受給されたということで、相談された方は、まず、先ほど、話しありましたように、生活が苦しいんやということで、町の担当者のほうに相談があるわけなんですけれども、まず、保護費というのが、国のお金ですので、すぐそのまま受給できるというものではありません。

先ほど、町長も話ありましたけれども、まず、ご本人の財産とか預貯金があれば、それを先に活用していただく。それと、子供さんとか兄弟、姉妹、また、親戚の方があれば、その親族からの支援をできるだけしていただくということが、まず、優先的にしていただいた上で、1月（ひとつき）の収入が生活保護費の基準を下回った場合に申請していただけるということで、お話をさせていただいておりますので、相談イコール申請イコール受給ではなくって、相談から、そういった方々が、まず、使えるものは使っていただくというのが優先という形でお話をさせていただいております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） いろいろ、生活保護の関係につきましては、さまざまなものに、生活保護基準以下のまじめに働いても、正規ではなくて、非正規であるとか、そういう労働条件のもとでは、頑張っても、なかなか生活保護基準より上回る、ぎりぎりのところの所得しかないというような方が、だんだん今の国というのか、今の状況では生活実態として厳しい状況にあるということが報道されてきています。

今、何かあった時に、最後の手段としてというか、国が責任を持つ方法として、生活保護制度があるんですけど、その生活保護制度の中で、先ほど示された、この国の補助でするものだから、いろいろ生活保護を受けるのには、申請するにいくまでの間に、さまざまな指導がされるということが、一般的に行われているということも聞いている。現実の問題として、それで、先ほど言われた、いわゆる一般的な言葉で水際作戦とか言われるんですけど、生活保護を受けたいという申請があった時に、行政が厚生労働省が生活保護法の第4条で、適正化政策というのを進めてきていると、そういう、なかなか受けにくい制度としてやられている、まさに、そのことが具体的に佐用町の場合も、それぞれ示され、生活に困窮する人に対して、資産、それから能力のあるもの、そういうもの全て活用しなさいとか、それから、扶養義務者の扶養とか、他のそういう人たちに優先して補足というふうなことをするとか、そういうことで、申請そのものが、なかなかできにくい状態に置かれているというのが現実ではないかと思うんですね。

本来、生活保護は憲法 25 条で示されている生活に困窮した時には、誰でも受けられるという、それを適正にやってほしいと思うんですね。

そういう点で、町長が最初に答弁された中で、県の健康福祉事務所のほうからの指導のもとで事務処理に当たっているということが、回答されました。

兵庫県で、県下で、最初に質問しました民生委員さんの申請時に、そういう書類が必要かということについては、むしろ兵庫県のほうでは、生活と健康を守る会などが、今言われたような佐用の実態について、本当に指導しているのかということ、聞いているんですね。

この7月ですけど、ほかにも佐用以外にも、そういう実態があるということで、申請者に義務的に民生委員さんの意見書を求めているということについて、申し入れた、その回答としては、県からは、民生委員等の意見書提出要請について、公式に福祉事務所名で、それを出しなさいという、そういうものも提出して聞いているんですけど、それを受けた県の支援課では、このような様式の書類を初めて見た。当該の福祉事務所及び担当者等に事情を聞いてみたいという回答で、さらに、県の指示、指導については、県内全事務所に県支援課の指導で行っているものではありませんという回答がありました。

県の指導を受けて町の事務やっておられるんですけども、今では、県下の自治体で民生委員の所見、意見書を求める自治体はないと。そういうことで、あるんですけど、佐用町は、今の回答では、当然、必要なんだという回答だったんですけども、そこらへん、もう一度、佐用町の実態として、申請する権利を侵害していないのか、そういうことが問われる問題ですから、改めて、実態は実態として、現在、答弁として言われたとおりなんでしょうか。再度、確認したいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） その申請される方の、まず、最初の生活困窮されているという実態、

そういう中で、今、平岡議員は、非正規等のような状態で、非常に生活が厳しい、そういう状態が、今、全国的にも広がっているというような、そういうお話を、前段としてされました。

ただ、私は、確かに、非正規の方の給与は、水準は低いと、厳しいということは、十分理解できますけれども、やっぱり最低賃金というものが保障されております。そういう最低賃金から計算すると、少なくとも健康であって、通常の勤務をされれば、生活保護基準以上の、これは収入は得られると。だから、そういう就業が、まず、できるかどうかというのを確認するのは、当然だというふうに思います。

で、そういう中で、実態として、やっぱり働けないという、例えば、急に、体、健康を害して、働くことができないというような方というのが、やっぱりある。当然、必要、増えている。あるというふうに思いますし、そういう方に対して、きちっと生活保障をしていくということが、1つ前提としてあると思います。

それから、当然、財産とか、預貯金があれば、当然のことですけれども、自分自身が、当然、努力していくということは、これは当然のことだと思います。

そうした中で、これの生活保護法というものの法律に基づいて、町としても、その事務をやっているわけですから、今、平岡議員が言われた県の担当者のほうが、そういう回答をしているということであれば、それは県のほうに、きっちり、そのことは確認をしますし、もし、県の担当者がいい加減なことを言っているんだったら、それは担当者の責任でもあろうかと思えます。

そのへんは、担当課長のほうから、実態を再度、答弁させます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 意見書なんですけれども、先ほど、県下では、そういう意見書を添付しているところはないとおっしゃったんですが、まず、生活保護の事務なんですけれども、これにつきましては、福祉事務所が、ご存じだと思いますけれども、福祉事務所の業務になります。

町には福祉事務所がありませんので、県の健康福祉事務所の指導のもと、町のほうが、担当者が相談窓口になりまして、申請書が出てきましたら、その申請書を添付して、また、県のほうに、福祉事務所のほうに送付するという形をとっております。

その町の担当者のほうに配布されております、生活保護事務処理手引書というのが、福祉事務所のほうから配布されておるんですけれども、その中に、申請の目録という形で、当然、調査書とか、保護の申請書、収入申告書というような書類にあわせて、民生委員さんの意見書を添付するという様式もございますので、これに基づいて、今現在、意見書のほうをつけさせていただいて、県のほうに申請書を一緒に送らせていただいております。

で、この民生委員さんの意見書なんですけど、これをつけているからといって、これをもとに県のほうは保護の決定をしているわけではないというのは聞いております。あくまでも参考という形で見させていただいているということをお聞きしております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、わかりました。

佐用町は、その福祉事務所の指導のもとに、意見書もつけるということで、やられているという実態があるということは、重ねてお尋ねした結果、同じ回答でしたので、そういう実態だということで、了解をいたしました。

そのことが、申請権を侵すという、そういう問題も含まれているということだけは、指摘しておきたいと思います。

特に、住民の暮らしが困難で深刻だという実態として、先ほどは、働いても働いても、なかなかお金が満足に生活していくのに大変だという、そういう実態があるということとあわせて、この9月は決算の議会でもありました。いろいろ、町税であるとか、国保税であるとか、さまざまな町民の皆さんの税負担の関係では、その暮らしが困難な深刻な実態というのも明らかになっています。

というのは、具体的には、税の滞納問題。滞納を、どういうふうに払ってもらおうようにしようとか、そういうことも議論した委員会もありました。

そういう中で、国保税。例えば、国保税の滞納の場合は、資格証明書の発行であるとか、3カ月の短期保険証の発行、こういうことが、佐用町も行われている。今まで、行われておりましたけれども、そういうような実態です。住民の暮らしが、そういう大変な実態にあるということも認識していると思うんですけど、おられると思うんですけど、そういう中で、唯一、最終的な生活保護制度が、もっと受けやすいものにしていく必要があります。それは、佐用町独自で取り組みということではないんですが、申請を受けた時、住民の申請を受けた時には、その法律に基づいて申請をしにくい状態にするのではなく、門戸を開いて、その人が、本当に自立していけるように、進めていってほしい。

さまざまな法律の縛りで言われましたけれど、特に、言われている内容としては、一般的ですけれど、佐用町もそれに当てはまるかなと思うんですけど、1つは、働いたり、年金を受け取ったりする場合、その生活保護が受けられないのではないとか、あるいは家族とか、親族に面倒をみてもらいなさいと、そういうことができるかどうか家族に問い合わせますよという扶養照会をするとか、あるいは、自家用車を所有している場合は、それをなくさないで生活保護が受けられないとか、これらは一般的な思い込みだと思うんですけど、あと生活保護の受給者に、何か、それを受けて贅沢している人が多いんじゃないかというような、そういうバッシングも、かつて全国的にありました。

けれど、よくよく、その不正受給者というのは、全体の受給者の中では、ごく1パーセントにも満たない、そういう状況があるということ、それで、日本では受給、生活保護基準以下で生活している世帯が多くあるという。だから、生活保護を受けることについてためらうという、そういう風潮もあります。ヨーロッパというのか、世界的には、むしろ生活保護を受けて、社会保障で安心して、その困った時は、ちゃんと、それで支えてもらえるという、そういう国とは、また違って、自己責任というか、どんな時でも、まずしくてもというか、そういうようなことから抜けられていない風潮もあるので、そこらへんも、相まって、なかなか受給率というのが、先ほど、答弁の中にあつたように、非常に少ない。もうわずかな人しか、特定の人しか受けられない、そんな制度になっているというのが実態です。これは、もっと、受けやすい制度に改善していくということで、この点については、また、私も、いろんな町民の人からの相談も受けながら、改善をできるところはしていきたいと思います。

先ほど、思いかもしれないけどというような、年金を受け取っていたり、車があつたらとか、そういうのは、具体的に申請された方に対して、指導という形で、この役場の窓口のところで、その申請するまでに、そういうことを言ってお断念させると、そんなことの指導は行われているんですか。お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、平岡議員のほうで、働いたり年金があれば受給を受けられないんじゃないかと、そういう思い込み、それは、働いたり年金があれば、収入があれば、当然、受給を受けられないのは、思い込みじゃなくて、当たり前、当然のことだと、私は思います。それだけの収入があればですね。

だから、それは決して思い込みということではありませんので。

それから、先ほど、税のほうでも滞納がたくさん。当然、税というのは、所得、収入があつての税です。確かに、そうした形で苦しい状況の生活されている方いらっしゃいますし、一方では、所得があつても税を納められないという方もいらっしゃる。それに対して、きちっと公平な税を納めていただくというのは、これも行政の責任だというふうに思っております。

税につきましては、町県民税とそうした所得が低い方については非課税。税は賦課されない。そういう形で社会全体としても支援をしていくということ、このことは、十分それぞれがみんな理解をしていかなければならないと思います。

実態として、具体的に車両、車を持っていれば、それができないのかという話、それは、課長のほうから答弁をさせますけれども、今の私たちの地域のような状況の中で、社会の中で、車がないと、なかなか生活ができません。豪華な車を持っているとか、そういうことは、常識的にはおかしいと思いますけれども、最低限のそうした移動手段というようなものは、それは、私は、この生活上必要なものというふうには思いますけど、今、課長、どういう対応をしているのか、答弁をさせます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 自動車の件なんですけども、これも福祉事務所のほうからのお話もありまして、自動車につきましては、やはりガソリン代ですとか、車検代とか、そういった維持経費がかかる。それから、また、事故した時の賠償責任も負えないというようなことも予想されますので、基本的には車は持てないということで、県のほうからお話を聞いております。

どうしても、田舎なので、そういう車がなければ困るという話もあるんですけども、そういう維持経費、それから、事故等のことを考えれば、車のほうは持てませんという話は相談の時にさせていただいております。

あと、特定の人のみではなくって、やはり、そういう生活困窮者の方があれば、ぜひ一度、町の担当のほうを訪ねていただいて、相談していただければ、何も私どもは申請できないような話をしているわけではなくって、実態をお聞きして、制度にあわした中で、保護費というのは、やはり国のお金になりますので、どなたでもというわけにはいかないので、そこは、ある程度の線引きをさせていただくことは申し訳ないんですけども、まず、相談していただきたいなと思っております。

あと年金とか働いた収入なんですけども、もし、年金があつたとしても、保護費の最低生活費以下であれば、最低生活費と年金との差額分が保護費として支給されるというケースも

ございますので、年金があるからといって必ずしも全員が保護支給できないというわけではございません。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） ありがとうございます。

実態として、お聞きしました。次に、生活保護の関係については、以上で終わります。

続いて、就学援助制度の関係について、再度お尋ねします。

就学援助制度については、貧困と格差が広がっているもとの、憲法第 26 条、義務教育は無償とする。あるいは、学校教育法第 19 条で、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は、必要な援助を与えなければならないということに基づいて、全ての子供の学ぶ権利を保障して、子供の貧困対策として就学援助制度、これまでも充実を求めるということで、2017 年、平成 29 年の 3 月議会でも就学援助制度について、利用率であるとか、申請方法の改善、また、新入学の児童生徒の方への前倒し支給などを求めて質問をしたところです。

それを受けて、改めて、就学援助制度について、再度、再度というか、時間も経過しておりますので、伺いたいと思います。

先ほどの答弁の中で、支給の前倒しの件については、それまで、6 月支給だったものが、新入学ですけど、3 月 25 日に支払いをするということで、進んでいるということをお聞きいただきました。前進しているなということをお聞きしたところです。

就学援助制度について、これも文科省が、ちょっと古いですが 2013 年全国の実態調査を行ったところ、152 万世帯が活用している。全小中学生の 6 人に 1 人に当たる 15.68 パーセントが受給しているという実態が公表されているところです。

佐用町の場合、この数字的なことなんですけれど、先ほど、認定者の小学校、中学校、それぞれ答弁いただいたところなんですけれど、児童、あるいは生徒、中学生に対して、この率というか、受けられている数字的なものは、どうなりますか。改めてお伺いしますが、回答していただけますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけども、令和元年度が 45 人ということでございます。児童生徒数がざっと 1,000 人ですので、それで率のほうは出てこようかと思えます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 4 パーセント前後でよろしいんですか。ちょっと、数字が…ですね。

全国的な平均からいくと、それでも、かなり低いんじゃないかなと思います。

そこで、就学援助制度は、要保護世帯と、準要保護世帯という 2 つあるかと思えます。

その 45 人の内訳なんですけど、要保護、それから、準要保護の内訳はどうなっていますか。伺います。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 45 人全員が準要保護世帯です。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 国のほうが、保護世帯は国で全額財政的な措置はするんですが、それを年度、2005 年ですか、国庫補助が一般財源化されて、認定基準そのものが各自治体で全国、制度としては全国的なものだけど、認定基準そのものは住んでいる自治体によって異なるということになりました。

そういうことで、生活保護基準なんですけれど、これまで、私どもは、教育委員会が発行している説明資料、教育委員会の評価報告書、以前、今議会でもあったんですけど、財政的に就学援助の事業について述べているところで、所得が生活保護基準の 1.3 倍を基準にして認定審査するというのを説明を受けているところですが、これは、現在、それは平成 26 年度実績で話なんですけど、今も実態としては、そういうことなんでしょうか。改めて確認ですが、お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） ご案内のとおり、1.3 倍の基準を現在でも使っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） その生活保護基準の 1.3 倍というのが、具体的に就学援助制度をうけようとする世帯、関係者にとっていかほどの所得であれば受けられるのかということが、もうちょっとわかりやすくしてほしいと思うんですね。

周辺自治体、市なんですけれど、赤穂市の場合は、2人世帯では、所得 185 万 5,600 円。同じ赤穂で 4 人の場合だったら 270 万 8,000 円ですか、そんなふうなことや、姫路市でも 2 人だったら 174 万円、4 人だと 248 万円、この間、3 人というふうにし世帯の人数によって、それぞれ世帯人数ごとに、それぞれの市、自治体のホームページで対象となる関係者の基準額を明確にしてお知らせしています。佐用町も、こういうふうにし佐用町の住民の方にわかりやすい所得基準を明記して、1.3 倍ということにはなっておりますけれど、広報すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） この所得を算出する方法は、非常に複雑な計算式がございます。地域によっても基準単価というのがございまして、一概には表現できない部分がございますので、標準的なものとしては、お知らせすることができようかと思っておりますので、今後、これは検討材料とさせていただきたいと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） それから、認定に当たってですけれど、就学援助制度についても民生委員さんの佐用町の場合の申請書、ホームページから出たら出てくるんですけれど、そこで、示されている申請書には、就学援助を受ける人の申請書類に民生児童委員さんの確認欄というのが設けられています。周辺自治体では、この欄を設けている自治体は、ちょっと、あるかもしれないんですけれど、ちょっと、特異ではないかと思うんですね。見直しが必要だと思うんですけれど、その点、いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 最近の調査では、近隣では民生委員さんの意見書を求めていますのは、神河町、市川町、福崎町、相生市、赤穂市、宍粟市、佐用町が意見書の添付をお願いしているところでございます。

この意見書につきましては、やはり公費で支出する以上は、実際の生活状況というのは、しっかりと把握して、公平公正に支給するということが第一でございますので、そういった意味で、地元の民生委員さん、生活実態のおわりの民生委員さんのご意見を聞くというのは、非常に重要と考えて意見書のほうをいただいております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほど、紹介した中で、赤穂市さんですか、そこも民生委員さんの所見が必要だと言われましたけど、市のホームページでは、赤穂市教育委員会に提出する申請書ですね、それには、必要な範囲で、申請者及び同居している者の住所、課税状況、児童扶養手当の情報等を調査し、利用することについて同意するとか、必要に応じて確認を学校長に求める。そういうことが書かれておりますけれども、その申請書の中に、世帯の状況、申請者の名前であるとか、世帯の状況であるとか、また、指定預金口座の書く欄はありますけれど、民生委員さんに対する所見を書く欄は見当たらないんですね。上郡町さんもそうでした。見当たりませんでした。

全国的には、2005年、平成17年から民生委員さんの助言について、就学援助法施行令

から、その文言が削除され、法的根拠がなくなってきました。2016年文科省からの通知では、就学援助について、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう必要に応じて福祉事務所や民生委員との連絡により、援助の実施の漏れがないようにすることというふうにありますので、申請しようとする人が、あらかじめ申請書類に確認欄にあるような書類上提出するという必須要件ではない実態が広がってきています。

そういう中で、佐用町での従来からのあり方について、見直していく必要があるのではないかと思います。

その点、もう一度、回答をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） この民生委員さんの意見を聞くということにつきましては、この制度ができました当初からあったものでございます。

要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領というところで、市町の教育委員会には要保護および準要保護の児童生徒の認定に当たっては、民生委員と十分連絡を取ることということで、ここで民生委員さんの重要性と申しますか、その業務の重要性を強調しているところでございます。

ただ、今、議員さんがおっしゃったように、2005年に制度が改正されて、その項目は削除されておりますけれども、先ほど来申し上げましたように、公平公正な支給ということ念頭においております。それから、そもそも民生委員さんのお仕事というところに着目いたしますと、民生委員さんは住民の生活実態や福祉事業を把握するという社会的な調査の働きがございます。あわせて、その需要に応じた福祉サービスが得られるように、関係行政機関に、それを進達するという重要な任務を負っていただいております。もちろん、我々と同じように、民生委員さんは、民生委員法で個人情報個人の秘密を守ることが、当然、定められておりますので、その中で、こういった活動をしていただいているという立場であります。ですので、その方のご意見というのは、非常に地域の実態を把握する上では、その方の家庭の事情を把握する上で重要なものとして参考にさせていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） そういう生活実態を聞く、参考にしていくという、教育委員会の今の佐用町のあり方について、説明があったんですけど、私が指摘しているのは、いわゆる申請したいと言われる方が、申請する書類に民生委員さんのところに行って判こもらってくるというのが、ずっと以前に私もこの生活相談を受けた時に関係者の人がちゅうちょされたケースなどもあるんですね。必要な制度であり、子育てしていく人たちの応援という意味でも財政的にも、その一般財源化されたとはいえ、地方交付税に算入されるという形が、その就学援助制度の場合、財源で保障されているので、そういう点では、大いに子育て支援という形で、こういうものは活用していくべきだと思いますので、その前段となる申請書を出しやすいように、検討していただけたらということで、意見、述べておきます。何か、回答ありましたら。ないですか。

では、回答がないので、終わります。

議長（山本幹雄君） 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。
続いて、8番、石堂 基君の発言を許可します。

〔8番 石堂 基君 登壇〕

8番（石堂 基君） 8番議席、石堂です。

私は、今回、森林活用意向調査の推進について、質問をさせていただきます。

本町では、森林経営管理法の施行を受けて災害に強い森づくりや今後の森林管理と整備のあり方を住民の皆さんと一緒に考えていくため、7月上旬から町内7会場において森づくり懇話会が開催され、町内森林の現状や課題などが話し合われた有意義な内容になったと感じています。町においては、引き続き町内の森林を適切に管理し、将来にわたり森林の持つ多面的機能が十分に発揮されることを目指し、町内に森林を持つ全ての人に、今後の所有森林の経営や管理の意向等を伺い、これを踏まえて町による経営管理権の設定等について検討していくことが必要であり、その基礎資料として活用するための意向調査が行われるべく予定されていると思います。

この意向調査が開始されることにより、より多くの森林所有者の皆さんに町の森林行政の推進姿勢やその方針が広まり、今後の推進計画への理解が深まるのではないのでしょうか。

そこで、次の項目について伺います。

①点目、森づくり懇話会の参加状況及び主な意見の内容について、お知らせください。

②点目、先ほど述べました、今後の意向調査の実施予定について述べてください。

③点目、意向調査の方法については、さまざまな方式が考えられます。対象森林を絞り込み優先順位を設ける調査が効率的との考えもありますが、本町の進め方はどうなるのでしょうか。

④点目、調査結果の分析及び今後の計画づくりの予定について、現段階でお示しをいただきたいと思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、一般質問最後のご質問でございます石堂議員からの森林活用意向調査の推進についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、①点目の森づくり懇話会の参加状況及び主な意見内容ということについてでございますが、7月5日から10日にかけて、町内7会場において昼の部と夜の部、2部制で懇話会を開催をして、各会場には20人から50人近く、延べ230人余りの参加をいただきました。

懇話会では、冒頭に私のほうから町内の森林に関する現状や課題を報告して、将来、非常に心配し、危惧されることや、これから目指そうとする方向性等についてのお話しさせていただいた上で、参加者の皆さんと意見交換を行ったところでございます。

その際に頂戴した意見の中で主なものを紹介させていただきますと、自己所有林の将来の管理に不安をお持ちの方が非常に多く、森林を所有すること自体を負担に思われている方が多いとの印象を受けました。

また、現在の森林所有者の多くの方は、相続により森林を譲り受けたものであり、その森林の所在や、境界を明確に把握している方が減少しているために、地籍調査事業のさらなる推進を要望する声がある一方で、逆に、今、多くの費用をかけ、手間をかけて地籍調査を行っているわけではありますが、その地籍調査をしても、それが活用されたり、実際に今後、個人的にも管理なかなかできないということであれば、この地籍調査自体、山林の地籍調査については、もう必要ないのではないかというような、そんな意見を述べられる方もございました。

次、②点目の意向調査の実施予定ということについてでございますが、現在、担当課において森林所有者へのアンケート内容を、いろいろと検討して考えておりますが、その内容の柱になるもの、その主なものは、やはり森林の現在の森林管理状況、また、その所有されている森林というものが植林され人工林の場合、間伐や枝打ち、そういうことの施業が、手入れがこれまでされてきたかどうか。それから、その山林の相続、そういう相続が、きちっとされているかどうか。そうしたことをお聞きしたいと思います。また、あわせて、将来の管理について、活用といっても、なかなかこれそんなことをお尋ねしても、現在、誰もが活用できない状態ですので、活用も含めた管理をどのようにされようとしているか。

そして、その管理が所有者にとって難しい、もうできないというような回答であれば、その方は、じゃあ管理ができない、この山林をどう処置しようとするのか。対応されようとするのか。そういうことをお聞きしていきたいと考えております。

調査実施の時期といたしましては、アンケート調査の実施及び、とりまとめ作業を、これを、とりまとめ作業のほうについては、若干、いろいろと、その内容によっては分析に時間がかかるかと思えますけれども、アンケート調査の実施は、当然、今年度末までに完了して、できる限り、その分析もしていきたい。そのように考えております。

次に、③点目の意向調査の方法については、さまざまな方式が考えられますが、対象森林を絞り込んで、人工林の多い地域・間伐が遅れている地域・不在所有者が多く手入れが見込めない地域など、優先順位を設ける調査が効率的という考えもあるが、本町の進め方というご質問でございますが、先ほど申しましたような内容を調査しないと全体の状況が把握できません。そういうことで、意向調査につきましては、まず、町全体の森林所有者の今後のそうした意向や現在の森林の管理の状況を把握するために実施するものであって、対象とする森林をそうした形で優先順位を決めて限定するというのではなくて、町全体の森林所有者の大半を占める佐用郡森林組合の組合員の皆さんに対して、その組合員名簿に沿って実施をしていきたいと考えております。

ただ、今回は、そういう調査でありますので、また、実際の作業、事業というのは、いっぺんに全体をできるかどうかわかりません。そういう場合には、改めて、そうした内容、実際の事業に即した調査というものを、地域を絞り込んで、また、改めて行うということも、これも当然あり得るといふふうには思っております。

繰り返しますけれども、そうした調査の中から地域ごとの森林所有者の考え方や森林管理の状況、今後の課題などのそうした課題を、しっかりと把握をしていきたいというふうに考えております。

最後の調査結果の分析及び今後の計画づくりということでございますが、今回、実施する意向調査の集計結果について多角的にしっかりと分析を行って、今年度から開始される森林環境譲与税の使途として、何が一番適切なものかを十分に検討を行って、今後の佐用町内の森林整備の促進、また、林業の再生という大きな課題とともに、あわせて、やはり非常に将来心配しております土地の管理等のこういう問題にも対処していきたいと、そういうことを考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、石堂君。

8番（石堂 基君） 今回、一般質問9名の方ということで、私が最後になりました。

非常に当局の方もお疲れでございますので、私としては、簡潔明瞭スマートに3回ぐらいで終わりたいと思いますので、また、ご理解、ご協力のほうをよろしくお願いします。

とりわけ、再質問ということでさせていただきます。

その再質問というよりも、非常に今後に向けての町長に対して意見を申し上げたい部分もありますし、再確認したい部分もあります。

まず、7月に行われました。私、冒頭、質問の中で、懇談会と申し上げました。失礼しました。懇話会でございます。誤っておりましたので、お詫びをして訂正をさせていただきますと思います。

私も、実は、本当、7会場全て、なるべく行けるところは行きたいなというふうに思っておったんですけども、残念ながら地元といいますか、上月で行われた会場にしか参加ができませんでした。

その上月会場での町長の話なり、出た意見等々については、私のほうも承知をしています。

後で、ほかの会場に参加された方、特に、案内を自治会の役員さんであるとか、林業総代であるとか、農会長さんということで、出されておったと思うので、そのあたりを中心にして、いろいろと私のほうも各地域の意見というものを少し聞いてきました。おおむねは先ほど、答弁の中にあつた内容なんですけども、ちょっと特異な、特異でもないんですけども、聞かれた方、それは、いろんな役に就かれていない方で、結局、町が、今、申し出ると、自分とこの裏山で自分の持ち山があるんですけども、例えば、そういうとこの防災工事をすぐにやってくれるんか。優先的に道路を直してくれるんかというふうな感じで、町管理という部分を聞かれている方もいらっしゃいます。

少し、丁寧に話をすると、ああそういうことかということで、山全体のところに話が広がっていくわけなんですけども、なかなか森林を所有されている個々の方の耳から入っていく情報としたら、少し具体的な部分が、まだ、見え切れていないかなと。

私も上月会場で、町長の話、ずっと懇話会の内容を聞かせていただいた時に、正直申し上げて、この森林の関係については、申し訳ないですけど、しつこいぐらい、ここでもやらしていただいているし、いろんな形で町長と意見交換させていただいている内容からすると、もっと町長踏み込んで、住民の皆さんに、いろんな、こんなこともやりたいんや、これもやる必要があるんやということを具体的にお話をされたほうが、森林所有者の方なり、今の佐用町内の森林の現状というものを、ほんまにより深く、なぜ、そこに今、手を入れなければいけないか、国が法律をつくってでも、財源を準備してでも、森林の整備をやろうとしているのかというところが、今一つ伝わり切れていない。もったいなかったなど、少し物足りなかったなどというのが、率直、私の感想なんです。

これは、今回、初めて、ああいうふうな形で懇話会ということで、町長が、首長が自ら地域の皆さんのところに出向いて行ってやった、さまざまな意見も先ほど答弁にもあつたように吸収されているので、それは非常に成果としては大きなものがあつたんですけども、ただ、従来から、町長なりの姿勢なり、行政が進めようとする方向性を知る者とすれば、もっと具体的にみんなに知ってほしかったなというところがあります。それは、1つ私の感想として聞いていただきたいなというふうに思っています。

総じて、各会場、各会場といえますか、いろんな方に聞いて、一番重要なところ、結局、森林所有者の方にとって、やっぱり不安、自分とこの山、それは年代を問わず、例えば、相続で若い方になっているところもそうでしたし、それから、自分が枝打ちする。切るぐらいいまでは行ってたんやけども、今現在は、間伐も終わっても、山に行くことはないという私ら世代。それから、少し上の、やっぱり一生懸命、自分らで植林して枝打ちして、下草刈りもやっておったんやという世代の人まで総じて、大体出て来る言葉が、これから先、自分とこの山を中心にして、山がどうなるのかな。人工林がどうなるのかな。もうそこは、皆さん共通する反応で意見として返ってきました。

やっぱり、だからこそ、今回、進めることの必要性というのを、さらに感じたわけなんですね。

で、これから、ちょっと少し具体的に今後の進め方について、再質問を交えて行ってきたいんですけども、これはもう年度当初から、今年度の取り組みとして、まず、森づくりの懇話会をやって、その後に、住民の方から山林の所有者の方に意向調査をするということだったと思うんです。

先ほどの説明では、今後の予定として、アンケート内容、今の管理状況とか、それぞれのお持ちの森林の施業内容、それから、所有権の確定状況なんかを含めて調査をしたいという説明だったと思うんですが、この調査についても、殊さら年度内に全て終わって分析というふうに、僕は急ぐ必要がないのかなと。

で、今年、平成31年度、令和元年度でこの事業が全国の自治体で始まっていく中で、さまざまな取り組みが、ぽつぽつとネット上でも出てきています。いろいろ各地域の取り組みを見てみると、二段階、種類としたら、いろいろあるんでしょうけども、先ほど、答弁にもあったように、まず、所有者の方の今の状態のアンケート調査程度ですね。管理とか今後の施業に関する意向まで踏み込まない。先ほど、答弁にあった内容ぐらいだろうと思うんです。それを、まず、町全体、町内の森林所有者全体に行った後に、その中から、町が取り組みやすいところ、そこらあたりを優先順位をつけていって、今度、権利関係も含めた具体的な意向調査、当然、森林の境界なんかも絡んできますので、そうしたことを年次的にやっていく方法で進めようとしている自治体が結構多いんですね。それをやっていくとこのほうが、多分、財源的にも、今年の年度であれば、譲与税として入って来る分が1,400万円、1,500万円。仮に森林環境税として、フルに化けたとしても5,000万円、6,000万円、やっぱり1年間でできる事業のボリュームというのは、そんなに一度に面積、たくさんできるものでもないですし、実際にやろうとすれば、それを施工する林業体というのも町内に限られていますので、そのあたりからすると、今後の計画づくりに影響するんですけども、まず、アンケート調査と意向調査というのを2段階でやっていく、それは、ちょっと、答弁の中にも、その含みを持ったものが出てきていたと思うんですけども、それは、十分、そのやり方でいいのかなというふうに思います。

できれば、その森林所有者全体の、まず、アンケート調査、それから、今度、その返って来た内容と並行して、町内全域の森林の今の現状ですね、これを行政的内部で分析しながら、どこを最初にやっていくと、効果が一番目に見えるのか。それは、そのモデル的な取り組みの地域になると思うんです。

だから、そこらへんの選別、優先順位というのが引つける必要があるかなと思うので、その方法も1つ検討内容に入れていただきたいと思います。

さらに、そういう分析を含めて、このアンケート調査を考えていく。それから、意向調査の後に、具体的には町としたら、今の森林…

のか、ちょっと、わからない状態です。

8 番（石堂 基君） ああ、そうですか。
森林整備計画、これに…何かおかしいこと言っていました。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

8 番（石堂 基君） ああ、そうですか。
森林整備計画、それから、その後に、経営管理権の集積計画とか、そういうのも展開していく時に、ある程度、プランニングをしていかないと無理だと思うんですね。
ということは、そこに専門的な知識なり、意識を持った、要は専門業者ですね、これを入れていくことも想定して、この意向調査なり、アンケート調査というものからコンサルを入れていく方法もありかなと思うんです。
そのあたりについて、ちょっと長くなりましたけれども、お考えを。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） たくさんの、いろんな意見をいただきました。
それぞれ、一つ一つは重要なことで、私も、そういうことで、いろいろと、そういうご意見をいただきながら、今後進めていきたいと思っております。
ただ、ご質問いただいた内容の中で、最初の懇話会を行った、その内容、私が、皆さんにお話させていただいた内容、石堂議員から見れば物足りなかったということであろうかと思えます。
当然、私は、かなり自分自身セーブをして、あまり踏み込まずにお話をさせて、これは意識的にさせていただきました。
それは、やはり国の今回、環境譲与税に基づく森林管理法、この内容が、町としては、これをそのまま、まともに受けて、実際に実施していくというのは、これは私はできないと、町なりに、やっぱり考えて、どこまで国が許容範囲でやらしてくれるかわからないんですけれども、その森林管理法というのは、非常にかなり問題があるという、私は意識を持っておりまして、そういうこともあって、あえて、まだ、現在の段階では状況を調査をするということで、進めたいということでもあります。
それと、特に、今回、200 人余りで少ない方です。まだ、皆さん、関心のある方が来ていただいた、役員だから来ていただいたという形だと思うんですけども、以前から申し上げているとおり、佐用町の森林所有の形態というのは、森林組合の組合員だけでも 4,500 人の組合員がいらっしゃるわけです。
他の宍粟市なんかと比べても宍粟市なんか非常に面積が大きいんですけども、やっぱり一人一人の所有面積というのが、もっと大きいんですね。広いんですね。
佐用の場合には、非常に小規模な森林を分割して所有されているということ。このことによって、余計に山に対しての関心がほとんどなくなってしまうと。
ということで、まずは、改めて、森林所有者の関心を、森林に対する関心を持っていただくということと、その懇話会の中で、私が一番主眼になってお話をさせていただいたのは、森林所有者としての所有責任、これがしっかりと、もう一度、責任を持ってもらいたいと。行政だけが、国がまた、それを受けて、町が森林を、放置された森林を全て個人に代わっ

て管理をしていくと、そういう、それで所有権は、いつまでも所有権はそのまま権利としては残るといふような、このあたりのことを考えていただいたのでは、これは将来とも、もっともっと問題が大きくなりますよと。だから、森林所有者が、もう一度、森林に対して、十分、改めて関心を持っていただくと同時に、森林の所有者としての管理責任、所有者責任、このことをもう一度考えていただきいた。

だから、当然、アンケート等についても、そういうことも、1つ前段として入れて、お話を示して、アンケート調査もしていきたいなというふうに思っております。

それから、今後の進め方なんですけれども、当然、今年度中に、全てのことをできるわけではありませぬし、この森林環境税も、まだまだ、譲与税として始まったばかりで、本格的に交付されるのは、まだまだ、これから6、7年先ですよ。5年先ですか。全額出るのは、10年先ぐらいになってしまうんですよ。

それと、同時に、そうした意向調査とか実態調査というのは、当然、全体を把握しないと、これは将来の計画もできません。

しかし、実際の管理をしていく、例えば、町が管理権を持って管理をしていくといつても、これを全部のところを一気に管理ができるわけじゃありませんので、そういうものについて、これから当然、年次的に、施業を行っていく。具体的な間伐をしたり、また、皆伐をして再植林をしていくとか、そういうことの事業については、これはやはり今後、時間をかけて年次的に行っていくということなので、これは当然、どこの自治体においても、そういうやり方しかできないわけで、そういうふうに考えられているというふうに思っております。

ほかにも、いろいろご意見なりいただきまして、それについては、また、別に、私も皆さんにもご相談申し上げ、また、改めて、一つ一つの具体的な詳細なご意見もいただく機会があればと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、石堂議員。

8番（石堂 基君） 懇話会に参加した方が230名ということで、これが多いか少ないか、残念ながら230名の方の参加しか得られなかった。重要なことは、これから、この事業自身、あるいは、その必要性とかというものを、いかに住民の方に、特に山林所有者の方に知っていただくか、その機会だったと思うんです。

これも先駆けて、今年の森林管理を施工関係で各自治体の取り組みの1つであるのが、町内に経営管理法が始まりましたというチラシとか広報に特集を組んでいるところがあります。

これつい最近、やっと6月号とか8月号とか、そこのあたりから出てきたんですけども、これはぜひ提案というんですか、意見として聞いていただきたいんですけども、これも必要なことというのか、やれば効果があることかなというふうに思います。

内容も、いろいろで、ちょっと、これ色刷りじゃないんで、はっきりしていないんですけども、これ徳島の上勝です。これ非常に簡単に、森林経営管理制度が始まりましたということで、今、答弁の中にもありましたけれども、経営管理をどうしていくか。最終的には町が実施権をつくってということをしてあります。

これは、もともと、こういう森林行政、徳島の県南部のほうかな、あの辺りというんは、広域でやられているところなんで、上勝自身のチラシはこんなに簡単ですけども、広域の森林組合なんか、もっと詳しい内容のチラシをつくっているみたいです。

もう1つは、これは和歌山の田辺市で、市の広報紙です。これ2分の1でプリントアウトしているので、うちの広報紙版として考えると、この紙面で出ているんですけども、全6ページ、山づくりはまちづくりというタイトルで始まって、森林とはと、それから、新しい経営管理制度と、その前段として、現状の林業がどうなっているか。それで、将来的に森林の経営管理に関する意向調査を実施しますというところまで含めて、多分、6ページということは、町の広報紙でいけば特集記事だと思うんですけども、そうした物を出されているところ、これ田辺市だけじゃなしに、ほかのところもありますけれども、こういうのも出始めました。

この方法も、僕は、非常に大切というのか、そんなに経費を掛けずにできる内容かなというふうに思うんです。

せっかく、懇話会の後追いで懇話会開催されましたという記事も広報としても取り上げていただけるんでしょうけれども、ぜひ、その1回、町長が懇話会で話された内容、さらには今後の進めようとする事業、管理制度自身もそうですけれども、そして、意向調査を皆さんさせていただきますよというふうなことも含めて、こういうふうなものをやることによって、さらに理解なり問題意識の共有化というのができるんじゃないかなと思いますので、これをまず1点提案として、考えてみていただきたいのと。

もう1つは、先ほども言いましたけれども、やっぱりこれから、例えば、財源にしたって、7年後じゃないと満額来ないというふうな事業、これが、これからずっと、10年、15年、20年続いていくわけで、継続性なりを持たせていく中で、計画の必要性というのは、事業計画の必要性というのは、必ず出て来るので、先ほど少し触れましたけども、今ある佐用町の森林整備計画、これは10年ごとに見直しをされていきますけれども、当然、これの中で、既存の人工林についての位置づけ、計画変更とかというのは、やっていかなければいけない。

プラス、町が管理を受けたものに対しては、その集積計画と、あるいは、町が管理を受けても経営に乗らないものについては、町の森林経営管理事業というのは別建てでやっていく方向になると思うので、この長期プランなり、それから、その専門性、さらに言えば、これから出て来るであろうスマート林業ですね、佐用町においてもICTを平成28年に総務省の事業として、森林ICTのプラットフォームを整備していますよね。あれをフルに活用する。さらに言えば、今のいろいろな空間情報ですね、ああいうふうな物も取り込めるようなシステムも含めて、ちょっと専門的な知識が、これからの計画づくりには要すると思うんですね。

だから、それもちょうと、あわせて、ぜひ、このアンケート調査、質問項目なんかも含めて、どういうふうなかかわり方から入って来るかわからないんですけども、やっぱり専門業者なんかの活用というものも考えていただきたいんですけども。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そうした、専門的な方の意見を聞くということも、当然、重要かと思うんですけども、なかなか専門家というのは、本当に逆に、こういう分野においては、長年、こういう森林状況になっている状況の中で、適格に将来を見据えた、地域に即したことを、しっかりと分析したり、指導いただけるような方がいらっしゃるかどうか。そういう意味では、実際に、私たちやてきたものが、もっと主体的に考えていかないといかんだろうとは思っております。

神河とか、ほかのところでも、そうした広報なんかで、改めて町民の方に実態、そういう広報してらっしゃるといふ、特に、森林管理法なり、今回の譲与税等を契機にしていふことなんですけれども、ただ、全国でいろんな、どこの地域の皆さんと、私らも全国話しても、そういう山林を所有しているところの自治体、まだまだ、皆さん、どこも手がかかると、放置されている状況が多いわけです。

だから、私、佐用町として、今回、こうした懇話会を、まず、一応、全町で何カ所かに分けてお話をさせていただいたり、それから、こうしたアンケート調査等を行う。このへんは、行政、自治体としては、私は、進んでいるほうかなというふうに、当然なんです。やらなきゃいかんなんですけれども、そういう意味では、全国的な形でも、改めて、このへんは、よその例を参考にしてやるというんじゃないかって、佐用町としての考え方を、何とか模索しながら開拓をしていかなきゃいけないなというふうに思っております。

これから、今、私が、町民の皆さんに具体的に、今回の先ほど上勝町、そこ言われたところ。

8 番（石堂 基君） 田辺市です。

町長（庵途典章君） 田辺市じゃなくて、もう1つ。

8 番（石堂 基君） 上勝です。葉っぱの上勝です。

町長（庵途典章君） 上勝ですね。

そういうふうなものを、改めて、今の段階で出すと、私は、非常に町民の方も、これは、この内容を読むと、今度は、行政が責任を持ってくれるんだなと、管理してくれるんだなと、そっちのほうへ行かれてしまうと、これ困るんですよ。

だから、私は、まだ、そういうことは、あえてちょっと、控えたいと。

改めて、町民の皆さんに、先ほど言ったような、所有者としての、きちっとした責任というなり関心を持っていただくことによって、そのこと的前提があった上で、そうした町として、これは全額これで賄えるほどの財源じゃないですけども、これの財源も使いながら、これまでも、それがあつかないかにかかわらず、これまでも佐用町としても森林行政にも、いろいろと取り組んできたわけですし、そうした実態もあるわけですから、それを踏まえて、また、当然、皆さんにお知らせをする。説明をする。理解をしていただくような、そうした記事、広報のほうでも、また、特集をやるというようなことも、当然、必要かと思えます。それは、考えておりますけれども。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） ちょっと、待ってください。

今ずっと聞いていくと、質問ではなくして、これからすることに対するアドバイスをしているようにしか聞こえない。だから、ここは質問の場所なので、基本的に、今までやったこととか、いろんなことの質問をしてもらわないと、答弁するほうも非常に困ると、しにくいと思いますので、質問のほうをよろしくお願いします。

はい、石堂君。

8 番（石堂 基君） 町長、上勝の例は、決して、これをと言うんじゃないんです。

ちょっと、早口でしゃべったし、今日の私の一般質問は、何を言っているかわからない

らしいので、理解不能かもわからないんですけども、徳島の県南地域かな、県北地域だったかな、広域で、森林組合なんか、結構、事前の周知活動なんかをしているので、町としたら、実際に、こういう制度が始まりますというチラシ。

で、僕、町長にお願いしたかったんは、田辺市の広報、これ内容、町長が懇話会で話された内容、ここに活字で起こして、後数字的なものとかつければできるので、ぜひ話の内容は、住民の皆さん、山林所有者にかかわらず、佐用町の山、森林を、これから町が責任を持って、管理保全していかなければだめなんだという内容、これをぜひ周知活動の1つとしてやっていただきたい。

それは、やっぱり森林どうこうよりも、まちづくりにかかわってくることだと思うんです。山をなくして農地とかというのはないわけですから、そのあたりで、ちょっと提案なりできませんかという質問をさせていただいたんで、そこはご理解をいただきたいと思います。

いずれにしても、今後、もう1点だけ、私、さっき専門家の導入なんかは考えておってですかというのは、これは学識経験者とか、そういうようなんじゃないしに、単刀直入に、僕は、コンサルでいいと思うんです。アンケートの内容、収集、分析、さらには後の計画づくりというのが、以前の佐用町の森林資源の活用計画、あれを実施した時の名称はすぐ出てこないんですけども、研究所の分析内容なり、でき上り、資源活用化計画ですね、あれについて、私は、酷く感銘を受けていますし、非常に有効的な取り組みだったなというふうに思っているんで、できれば、同じとこじゃないしに、今、この森林経営管理法の中では、いろいろなパスコとか民間の測量会社がコンサルティングのその技術性を、どんどん、どんどん上げてきているので、そうした形のとこの利用も考えられないかというふうなことで、さっきお伺いしたんですけども、もう3回目になるので、私、これで終わりますけれども、もし、それに対する答弁があればお願いをします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 十分にその辺も、どうしたら、本当にこれから将来に向けて佐用町の森林管理が適切に何とかやっていくための計画づくり、どんないい計画をつくって、そういう計画ができるかどうかということについて、これは、一番は担当者が十分いろいろと考えて、特に、農林振興課の中でも、そうした担当者なり、ほかの職員も力を合わせ、知恵を出し合って考えております。

それに、私も実際、森林組合の組合長としての、そういう仕事をしている面もあって、先頭に立ってやっていきたいという思いもあります。

これは先ほど、石堂議員がおっしゃるように、ただ森林だけの問題ではありません。このことが、本当に佐用町の大きな将来の全体のまちづくりに大きくかかわってくる、また、その内容については、佐用町そのものの、これからの将来の姿というものを、ひとつ考えていく、そうした計画にもなるかと思っておりますので、当然、そういう思いで取り組んでいきたいと思っております。

そのためには、そうしたコンサルの力も必要になります。それは、また、担当のほうで、どういう内容の部分が、そうした専門家といいますか、コンサルのそうした力が必要かどうかということ、十分、その点も考えた上で、協議した上で、取り組んでいきたいと思っております。以上です。

8 番（石堂 基君） 終わります。

議長（山本幹雄君） 石堂 基君の発言は終わりました。
これで通告による一般質問は終了しました。
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後 3 時とします。

午後 0 2 時 3 5 分 休憩

午後 0 3 時 0 0 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します

日程第 2．議案第 28 号の訂正請求について

議長（山本幹雄君） 日程第 2、議案第 28 号の訂正請求についてを議題とします。
議案第 28 号の訂正理由の説明を求めます。
町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、議案第 28 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての訂正についてのご説明を申し上げます。

令和元年 5 月 31 日に公布されました、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令第 8 号に基づき、関係条例の一部を改正する条例案を 9 月 2 日に議会へ提出をさせていただきましたが、その後、内閣府令の誤りが判明したため、一部改正条例の条文に訂正が生じたところでございます。

訂正箇所につきましては、資料の正誤表をお配りをさせていただいております、先ほど、事前に全員協議会の中で担当のほうから説明をさせていただいたとおりであります。

その正誤表のとおり訂正をお願いをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（山本幹雄君） 訂正理由の説明は終わりました。
お諮りします。ただ今議題としております、議案第 28 号の訂正請求について、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号の訂正請求についてを許可することに決定しました。

議長（山本幹雄君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日9月12日から16日まで、本会議を休会したい
と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
次の本会議は、9月17日、午前9時30分より再開します。
本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時03分 散会
